

商法会計における国際的会計基準の受容について

—ドイツにおける資本調達容易化法による商法典改正—

久保 大作

1.はじめに	237
1.1. 会計基準の国際的調和への動き	237
1.2. 国際会計基準の導入の「障害」	238
1.3. 本稿の意図	239
2. 1998年商法典改正以前の計算規定の概略	239
2.1. 総説	239
2.2. 単体年度決算書	240
2.3. コンツェルン決算書	241
2.4. 商法会計と証券取引法会計	242
3. 単体年度決算書に関する商法典改正	242
3.1. ドイツ法の明確な規定が欠けている部分についての外国会計基準の 容認	243
3.1.1. 法務省案	243
3.1.2. 批判	243
A) 立法事実についての法務省案の認識についての批判	243
B) 本条の導入によって生じる影響についての批判	244
3.2. 一定条件下における資本会社向け計算規定の適用免除	244
3.2.1. 法文と提案理由	244
3.2.2. 本条についての反応	245
4. コンツェルン決算書に関する商法典改正	246
4.1. 改正案の変遷	247
4.2. 提案者の説明	249
4.2.1. 立法趣旨	249
4.2.2. 法案の変遷についての提案者の説明	249
A) 会社法第7指令への調和、そしてドイツ法準拠のコンツェルン決 算書との言明能力の同価値性	250
B) 人的適用範囲の問題	250
C) 監査対象の問題	251
4.3. 法案に対する反応	251

4.3.1. 憲法適合性の問題	251
4.3.2. 人的適用範囲の問題	251
4.3.3. 会社法第7指令との調和, および言明能力の同価値性	252
5. おわりに	254
5.1. ドイツ商法典改正から読み取れること	254
5.2. 日本への示唆	256
5.2.1. 総説	256
5.2.2. 証券取引法会計における国際的会計基準の容認	256
5.2.3. 一定条件下における株式会社の計算規定の適用免除	257
A) 適用免除を受けられる子会社の範囲	257
B) 適用免除のための実質的要件	259
5.3. 最後に	259

1. はじめに

1.1. 会計基準の国際的調和への動き

ここ数年のあいだ、会計基準の国際的調和に向けた動きが大きくなっている。たとえば、国際会計基準委員会（以下IASC）は1989年に公開草案E32号「財務諸表の比較可能性」を公表し、それまでに国際会計基準（IAS）として公表されていた選択的会計処理方法のうち29事項について、原則として単一の規定処理に統一すること、統一できないときは優先処理と代替処理という形に分類することを提案した。そしてそれらは一部修正の上で1993年11月に承認され、12月に公表されている¹。また、1995年7月には、IASCと証券監督者国際機構（以下IOSCO）との共同声明の中で、IOSCOの専門委員会はIASCによるIASコア基準完成のための作業プログラムを支持することを表明した²。この作業プログラムは当初計画においては1999年までに全ての作業を完了することになっており³、それらをIOSCOがまとめて承認し受け入れることになる⁴。

会計基準の国際的調和が必要な理由として、おもに3つが上げられている。ひとつは、連結財務諸表を作成する際に会計方針の統一が必要であるところ、企業の多国籍化、そしてそれに伴なう海外子会社等の増加に従い、会計基準が国ごとに異なることにより、組替え作業や監査の国際的統合に多くの困難が生じたこと⁵である。また、資本調達の国際化の進展によって一つの企業が複数国で有価証券を発行するケースが増加しており、それによって財務諸表も複数の基準に従って公開されるようになると、それぞれの食い違いから証券取引の健全性が脅かされるのではないかという危惧も理由としてあげられる⁶。またこれと関連するが、投資行動の国際化も進展する中で、国際的な投資比較・判断のためには比較可能性の高い情報の開示が便利であり、そのためにも会計基準の国際的調和化が必要であるという主張も存在する^{7,8}。

このような会計基準の国際的調和の必要の存在、そしてIASCにおける会計基準の国際的調和に向

けての作業の進展に伴い、それらの日本への導入も議論されるようになった。たとえば野村教授は、日本の経済の成熟によって特定産業の育成を中心とした経済政策を支えてきた間接金融システムから個人投資家を中心とした直接金融システムへの転換が重要となっており、そのような状況下では「会計システムに対する要請も自ずから明らかとなる。国際的な会計基準に調和化した会計基準の設定を行い、企業の会計実務にこれを導入していくことこそ肝要である。とくに投資者の意思決定に有用な収益力表示の会計情報が提供さるべきであるし、グローバルな視点からの国際的調和化をとり入れた連結会計情報が供給されてこなければならない」と主張される⁹。また、新井教授も「私（=新井教授：引用者注）自身も、会計基準の国際的な統一・調和を図るということは、とりわけ海外にその生産活動や販売活動を拡大し、また国際的に資金調達を行っている企業にとって、さらには国際的な金融・証券市場で投資活動を行う多くの投資家にとって非常に便利であり、そのメリットも大きいと思うので、できる限り推進すべきだと思っている」と述べておられる¹⁰。さらに白鳥教授は、日本の会計基準と国際会計基準との間の違いは「債権者保護か投資家保護か」「法形式重視か経済実質重視か」「原価会計か時価会計か」の3点に集約できる¹¹とした上で、「日本の会計制度が、国際的に通用する会計と大きくかけ離れてしまった根本の原因是、法制度の欠陥にある¹²」と指摘し、「会計の目的は配当可能利益の計算である」という日本における多数説的思考と、投資家の意思決定に必要な情報の提供を目的と考える欧米諸国の考え方との間にはギャップがあると指摘している¹³。

このような指摘がされている中で、1997年6月に大蔵省企業会計審議会によって「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表された。この意見書によって改正される連結財務諸表規則は従来の連結財務諸表規則に比べてより「国際化」するものと考えられているようである¹⁴。また、大蔵省と法務省が共同で設置した「商法と企業会計

の調整に関する研究会」が1998年6月に発表した報告書では、商法への資産の時価評価や税効果会計の導入が検討されている¹⁵。これを受けるような形で同年7月に法務省民事局参事官室が公表した「親子会社法制等に関する問題点」¹⁶のなかでは、一定の資産について時価による評価を認めるべきかどうかという問題点が指摘されている。これに対して既に各界意見が提出され分析されているが、そのなかでも時価評価を認めることについて賛成意見を述べるものが圧倒的多数を占めているとのことである¹⁷。これらは、日本における会計基準の国際的調和に向けた具体的な動きとして評価することができるかもしれない。

1. 2. 国際会計基準の導入の「障害」

しかし、現実に日本の会計基準を国際会計基準に合致させるためには、解決しなければならない問題がある。

我が国の会計制度は「トライアングル体制」と呼ばれる。これは、配当可能利益の算出を目的とする商法会計、投資家に対する情報提供を目的とする証券取引法会計、そして課税所得の算出を目的とする税法会計とが密接に結びついていることを指している。それゆえ、商法の規定に基づいて作成された計算書類にもとづいて課税所得が計算されることになるし、証券取引法に基づいて作成される財務諸表の各項目は商法の計算規定に従って計算される¹⁸ため、財務諸表と計算書類の純利益の額は完全に一致する。つまり、商法会計と証券取引法会計とで情報量の違いはあるものの、情報の質的な違いはないということになる¹⁹。

ところで、会計基準の国際的調和を論じるとき念頭に置かれているのが、連結財務諸表の作成の便宜と企業情報の信頼確保、それに資本市場における投資家の投資意思決定の便宜であることは既に述べた。そして、国際会計基準は、投資家の投資意思決定のための情報を重視しているといわれている²⁰。これにたいし、現在の日本の会計基準は、原価主義や実現主義に代表されるように、債権者保護に重点をおかれているとされる。これは、

債権者保護を主な目的とする商法会計が会計制度の根幹となっていることに起因するといわれる。そこで、日本の会計制度に国際会計基準を導入する場合、これまでの会計基準とは質の異なる会計基準が入り込むことになる。

これは、証券取引法会計については問題はないと思われる。証券取引法による企業情報の開示は、もともと資本市場における情報提供を主眼においたものであり、国際会計基準と目的を共有しているからである。投資家への情報提供という観点からは国際会計基準の導入によって日本の財務会計は大いに改善される、という期待も表明されている²¹。

しかし、商法会計の分野においては、ことは単純ではない。証券取引法会計と対比して商法会計を特徴づけるのは、その主目的の一つに債権者保護が挙げられることである²²。商法会計における債権者保護は、配当可能利益算出の過程において、企業の資産価値の過度の流出を防止することで債権者を保護しようとするものである。そして商法上の会計基準が時価主義ではなく原価主義、未実現主義ではなく実現主義を採用していることは、評価益の配当可能性を否定することによって債権者保護目的に寄与するものである、といわれる²³。そこでもし従来のトライアングル体制を崩さずに国際会計基準を導入しようとするなら、商法会計の場においては、債権者保護の目的を達成できるかどうかが大きな問題になる。なんとなれば国際会計基準は日本の会計基準に比べて時価主義を指向しているといわれており²⁴、もし無調整で商法会計の中に国際会計基準を持ち込んだとすれば、たとえば現行の会計基準では未実現として認識されない有価証券値上がり益も配当として流出しかねないからである。このことは、我が国に国際会計基準を導入することへの阻害要因として働きうる²⁵。

そうだとすると、我が国に国際会計基準を導入しようとするなら、商法会計との調節を考えなければならない。その際、調節の方向は、トライアングル体制を維持するかどうか、もっというなら

配当可能利益算定のための会計と情報提供のための会計の一致を維持するか否かによって分かれうる²⁶。トライアングル体制を維持しつつ国際会計基準を導入しようとするなら、商法会計の分野において現行のような利益配当規制による債権者保護は何らかの形で見直されるべきだということになる。その場合、現行の配当可能利益計算の枠組みは維持して、国際会計基準の導入によって生じる未実現利益などを控除する方向で改正していく方向²⁷と、現行の配当可能利益計算の枠組みを廃棄してしまうような方向とが考えられる²⁸。一方、トライアングル体制に固執しないのならば、商法会計と証券取引法会計の分離、つまり配当可能利益算定会計と情報提供会計の完全な分離²⁹も可能だということになろう³⁰。さらにトライアングル体制の問題とは別に、国際会計基準による財務諸表作成を認めるとして、それを外国市場で資金調達を行う企業のみに認めるのか³¹、それともすべての企業に求めていくのかという適用範囲の問題もある。これらは日本の会計制度の再設計にかかる問題であり、簡単に答えを求められる問題ではない。

1. 3. 本稿の意図

本稿によってこれらの問題を一気に解決することは筆者の能力を超える課題であり、不可能である。ただ本稿では、これらの問題を考えるきっかけとして、ドイツにおいて1998年4月に施行された「資本調達容易化法³²」の制定過程において行われた一連の議論を追ってみたいと思う³³。ドイツにおいても、債権者保護型の企業会計が商法典において規定されながら税法や証券市場においても用いられる、いわゆる大陸型（あるいはジャーマン・法兰西型）会計制度を採用しているが、資本調達容易化法による商法典改正によって、限られた形ではあるが国際会計基準に準拠した財務諸表を用いることが可能になった。ドイツでの解決方法、およびそれに対する評価を参考することは、ドイツと類似した会計システムを持つ我が国における国際会計基準の導入の議論にも一定の意義を有しているのではないかと思われる。

2. 1998年商法典改正以前の計算規定の概略

2. 1. 総説

ドイツの計算規定は、1985年商法典改正においてそれ以前の形態と規定の方法が一変した。すなわち、それまでは資本会社の計算についての規定は株式法や有限会社法などに定めがおかれていたが、1985年にEU会社法第4指令、第7指令および第8指令を国内法化する際、計算規定はそのほとんどが商法典第3編にまとめられる形になった。商法典第3編の構造を理解するために、以下に章立てを挙げてみよう³⁴。

第3編 商業帳簿

第1章 全ての商人に対する規定

第1節 帳簿記帳、財産目録（第238—241条）

第2節 開業貸借対照表、年度決算書

第1款 一般規定（第242—245条）

第2款 計上規定（第246—251条）

第3款 評価規定（第252—256条）

第3節 保存および提示（第257—261条）

第4節 登記による商人、州法（第262、263条）

第2章 資本会社（株式会社、株式合資会社および有限会社）に関する補完規定

第1節 資本会社の年度決算書および状況報告書

第1款 総則（第264、265条）

第2款 貸借対照表（第266—274条）

第3款 損益計算書（第275—278条）

第4款 評価規定（第279—283条）

第5款 附属説明書（第284—288条）

第6款 状況報告書（第289条）

第2節 コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書

第1款 適用領域（第290—293条）

第2款 連結の範囲（第294—296条）

第3款 コンツェルン決算書の内容およ

	び形式（第297—299条）
第4款	全部連結（第300—307条）
第5款	評価規定（第308, 309条）
第6款	比例連結（第310条）
第7款	関連企業（第311, 312条）
第8款	コンツェルン附属説明書（第313, 314条）
第9款	コンツェルン状況報告書（第315条）
第3節	監査（第316—324条）
第4節	公示（登記所への提出, 連邦公報での公告), 公表および複製, 登記裁判所による検査(第325—329条)
第5節	様式規定およびその他の規定に関する法規命令授權（第330条）
第6節	罰則および過料規定, 強制金（第331—335条）
第3章	登記済み協同組合に関する補完規定（第336—339）
第4章	信用機関に関する補完規定(第340条以下)

この章立てから分かるように、1985年商法典では、第1章において全ての商人に適用される計算規定を定めておいて、以後の章において個別の法形態にあわせて補完規定をおく、という形になっている。そして補完規定の中で質においても量においても圧倒的な重要性をもっているのが資本会社に関する補完規定である。

では、株式会社を含めた資本会社の計算規定の内容についてみていく。資本会社の計算規定は、上に掲げたとおり単体年度決算書（Jahresabschluß）³⁵、コンツェルン決算書（Konzernabschluß）、監査および公示等について、全商人に適用される計算規定より詳細な規定を補充しているのであるが、本稿で重要なのは単体年度決算書、およびコンツェルン決算書である。

2.2. 単体年度決算書

単体年度決算書は、貸借対照法(Bilanz)、損益

計算書 (Gewinn- und Verlustrechnung) および附属説明書(Anhang)からなる。附属説明書は貸借対照表や損益計算書を拡張するものであり、両者と一体を成すものとされる(商法典第264条第1項第1文)。また、年度決算書に加えて状況報告書(Lagebericht)を作成するものとされ(商法典264条第1項第1文)，そこでは「実質的諸関係に合致する写像を伝達するために」営業経過および状況を記述しなければならない³⁶(商法典第289条第1項)。そして単体年度決算書が、配当可能利益や課税利益の算出の基礎として用いられる。

ところで、単体年度決算書の内容について的一般規定は商法典第264条第2項である。ここでは、以下のような定めがされている。

「資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産状況、財務状況および収益状況の実質的諸関係に合致する写像を伝達しなければならない。特別の事情により、年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達しないときは、附属説明書に追加的記載を行わなければならない。」

この定めは、会社法第4指令第2条第3項・第4項の国内法化であるが、ここで問題となるのは「正規の簿記の諸原則(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung : GoB)」の遵守と、「財産状況、財務状況および収益状況の実質的諸関係に合致する写像(ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage)」の伝達の関係である。

正規の簿記の諸原則は、1965年株式法においても年度決算書作成の際の指導原理とされている(1965年株式法第149条第1項)³⁷ものである。正規の簿記の諸原則の体系および内容についてはドイツでも大部の著書が何冊も出版される問題であり、ここですべてを説明することは無理であるが、その特徴について簡潔にいようと、慎重性の原則³⁸(Vorsichtsprinzip) や実現原則³⁹(Realisationsprinzip)、不均等原則⁴⁰(Imparitätprinzip)などに代表されるように、債権者保護に向いた利益圧

縮的な会計体系になっている。

これにたいし「実質的諸関係に合致する写像」は、英國法上にいわゆる「真実かつ公正な概観 (true and fair view)」の伝統が会社法第4指令に取り入れられた結果としてドイツ法に移入されたものである。会社法第4指令第2条の原案(1971年)では「年次計算書類は、正規かつ適正な会計原則の要求を満たさなければならない」とされるのみであった。それが、英國およびアイルランドの欧州経済共同体加盟とともに指令案の修正によって、「年次計算書類は、会社の財産状態、財務状況並びに業績につき、真実かつ公正な概観を与えるなければならない。」という規定に変化したのである⁴¹。「真実かつ公正な概観」の、指令上のドイツ語訳が「実質的諸関係に合致する写像」であった。そして英國では、「真実かつ公正な概観」の原理は、計算に関する個々の条文を超える「超越的規定 (overriding principle)」として存在し、個々の計算規定の適用によっては真実かつ公正な概観が得られない場合には附属説明書において補完的説明を要求し、あるいは当該個別規定からの逸脱を指示するのである⁴²。そこで、「実質的諸関係に合致する写像」を要求する第264条第2項の定めがおかされることによって、それまで正規の簿記の諸原則によってなされてきた保守的なドイツ会計实务に風穴が開くのではないか、という議論が盛んにされるようになったのである。

しかし、多数説は第264条の解釈として、「実質的諸関係に合致する写像」の伝達の要求が英國のような「超越的原理」として働くことはなく、単に解釈指針や規定の欠落の補充といった、副次的機能 (Subsidiärfunktion) をもつ一般規定 (Generallnorm) 以上の意味を持たない、と主張する⁴³。その主な理由として、条文の文言から見て正規の簿記の諸原則を遵守した上ではじめて実質的諸関係に合致する写像を伝達すべきことになっていること、また第264条第2項第2文の存在によって立法者は貸借対照表や損益計算書によっても実質的諸関係に合致する写像が伝達されないことを想定していること、「超越的原理」のような法の定めは

憲法適合性に問題があること、個別規定からの逸脱を定めた会社法第4指令第2条第5項が国内法化されていないこと、1985年商法典において新しく制定された個別規定においても、使用する会計方法の選択権 (Wahlrecht) が認められていること、などが挙げられている⁴⁴。

2.3. コンツェルン決算書

商法上はコンツェルン決算書を作成する必要のない日本と異なり、ドイツでは商法上もコンツェルン決算書を作成する義務が課される場合がある。コンツェルン決算書についての規定は、1965年株式法において初めて制定された。コンツェルン計算規定が必要な理由として、1965年株式法内閣案提案理由書では、個別決算書に限界があることが指摘されている。つまり、コンツェルン企業同士の密接な結合によって、コンツェルン内企業の個々の年度決算書を集めてみてもそれらの企業の不完全な姿しか提供しない。そこでコンツェルン決算書を作成させることによって、個々のコンツェルン企業についての判断にとって価値ある情報を与えることができる、というのである⁴⁵。そして、コンツェルン決算書が法律上果たす役割は、利害関係者に対する情報提供につきるものである。先に述べたように、配当可能利益や課税利益の算出の役割は、単体年度決算書が担っているからである⁴⁶。このような構造は、1985年商法典でも全く変化がない。

1985年商法典によってコンツェルン決算書の作成義務が課されるのは、内国に住所を有する資本会社（親企業）の統一的指揮に服する企業がコンツェルン内に存在し、かつ、この統一的指揮に服する一つまたは複数の企業（子企業）に対する資本参加⁴⁷が親企業に属しているときである（商法典第290条第1項）。ただし、単体年度決算書において資本会社向け計算規定の適用免除がなかったのに対し、コンツェルン決算書については一定の要件を満たす場合にはコンツェルン計算規定の適用免除がありうる。まず商法典291条では、コンツェルンの親企業（＝中間親企業）であると同時

に欧州経済共同体加盟国内に住所を有する国外親企業の子企業である企業について、その国外親企業のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が一定の要件⁴⁸を満たす形で公示された場合には、中間親企業は改めてコンツェルン決算書および状況報告書を作成する必要がないことが定められている。また商法典292条では、作成免除の基礎となるコンツェルン決算書および状況報告書が会社法第7指令に適合する欧州経済共同体加盟国の法律に従って作成されるか、それと同価値であることを条件として、第291条を欧州経済共同体非加盟国に住所を有する国外親企業の作成するコンツェルン決算書および状況報告書にも適用できるように法規命令を制定する権限を、連邦法務大臣に与えている。連邦法務大臣はこの授権に基づいて、いわゆるコンツェルン決算書免除令（Konzernabschlußbefreiungsverordnung—KonBefrV）を制定している⁴⁹。

さて、コンツェルン決算書の内容について的一般規定であるが、これは商法典第297条第2項に定めがある。

「コンツェルン決算書は、明瞭にかつまた要覧しうるように作成されなければならない。それは、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、コンツェルンの財産状況、財務状況および収益状況の実質的諸関係に合致する写像を伝達しなければならない。特別の事情により、コンツェルン決算書が第2文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達しないときは、コンツェルン附属説明書に追加的記載をおこなわなければならない。」

ここで注目すべきことは、第297条第2文および第3文が、単体年度決算書の内容に関する第264条第2項第1文および第2文と全く同じ文言であることである。このことから解釈論上、単体年度決算書におけるのと同様に、第297条第2項第2文第3文には副次的機能を持つ一般規範にすぎないと解するのが多数のようである⁵⁰。つまり、コンツェルン決算書も単体年度決算書と同じく、債権者保護に重点をおく「正規の簿記の諸原則⁵¹」に基づいて作成・公開されるのである。

2.4. 商法会計と証券取引法会計

ここで、ドイツにおけるいわゆる商法会計と証券取引法会計の関係について、発行開示との関連でこの点について言及している佐藤教授・稻見助教授の論稿に従って簡単に見ておこう⁵²。

ドイツの取引所法（Börsengesetz）に基づく発行開示規制は公式市場（Amtlicher Handel）、規制市場（geregelter Markt）および場外市場（Freiverkehr）によって区別されるが、そのうち場外市場についての規制は抽象的なものが多く、より具体的な開示規整がされているのは公式市場および規制市場についてである。そして注目すべき点は、公式市場および規制市場における上場会社に対して、取引所法の目論見書等の発行開示規制と商法典による会計との連携が取引所上場認可令（Bösenzulassungsverordnung）において担保されていることである。すなわち、取引所上場認可令第65条第1項において上場会社に年度決算書および状況報告書の公開を義務づけるとともに、同条第2項によってコンツェルン決算書のみの公開を容認する権限を上場認可委員会に与えている。それゆえ、取引所上場認可令の他の条文によってより資本市場指向的な情報が追加される⁵³にしても、基本的には商法典の計算規定によって作成された債権者保護重視の財務諸表がいわゆる証券取引法会計としても通用することになるのである。

このようにドイツにおいても日本と同様、商法会計と証券取引法会計とが、商法会計の優越のもとに結合しているということができよう。

3. 単体年度決算書に関する商法典改正

単体年度決算書に関して、法務省案では2つの大きな変更を用意していた。すなわち、ドイツ法の明確な規定が欠けている部分についての外国会計基準の容認と、一定条件下における資本会社向け計算規定の適用免除である。しかし、前者については後に述べるように批判が集中し、内閣案の段階で削除されてしまっている。一方、後者については文言が多少変化しただけで最終的に法律として成立した。ただし、その合目的性や解釈につ

いては多少の疑問が呈されている。以下、立法過程における議論を順に見ていこう。

3.1. ドイツ法の明確な規定が欠けている部分についての外国会計基準の容認

3.1.1. 法務省案

法務省案における新264条3項として、ドイツ法に明確な規定がない場合に、一定の条件付きで外国の会計基準の使用を容認することが盛り込まれた。法文案は、以下のとおりである。

「年度決算書において、規定の明確な欠落があるときは、他の国で定められているか、会計原則として一般的にあるいは資本市場使用目的のために認められているか、またはすでに定評ある基準設定委員会によって勧奨されている会計方法または評価方法を適用することができる。ただし、それらが法規定を含めた正規の簿記の諸原則に調和し、かつ財産状況、財務状況、業務状況の写像に対応する事実の諸関係を表示するのに同程度あるいはよりよく適している場合に限る。」

本条について、法務省案説明書では以下のようないい説明をしている。まず、本条によって、ドイツ単体年度決算書において外国法規あるいは外国で一般に認められた会計原則がどの程度適用しうるか明らかになる、としている。つまり、ドイツ貸借対照表法が完全なものではない以上、年度決算書作成者は何らかの形でその間隙を埋めなければならぬのであるが、本条はその際に外国の会計基準を用いる場合についてメルクマールを提供するものであるとしている。そして、そのような外国の会計基準、とりわけ国際的に認められた会計基準の使用は現在の実務に対応したものであり、かつ会計基準の国際的調和や会計の質の改善の観点から歓迎すべきものであるとしている⁵⁴。

もっとも、このような規定を挿入することについて、理由書は「宣言的な意味を持つに過ぎない」とも述べている。にもかかわらず改めて明文化する理由として、外国の会計基準を利用するための限定的なメルクマールを明文化できること、また会計処理方法の序列（Rangordnung）を以前より

明らかにできることを挙げている。すなわち、外国の会計基準の利用に際しての要件として、法規定を含めた「正規の簿記の諸原則」との調和を要求するとともに、かくして導入された外国の会計基準も、たとえば商人が自己責任において開発したような会計基準と比較して「質（Qualität）」⁵⁵が高くなることはない⁵⁶、としている⁵⁷。

また法務省案理由書では、本条の導入によってもドイツ貸借対照表法上の慎重性の原則や、あるいは商法貸借対照表の税法利益への基準性（Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für steuerliche Gewinnermittlung）を危険にさらすことはない、としている。なぜなら、先に挙げたメルクマールの存在によってドイツ法と調和しない会計処理方法が単体貸借対照表法において問題とならないからである。したがって、利益計算や課税の基礎となる単体年度計算書は「触れられない」ままである、と述べている^{58,59}。

3.1.2. 批判

しかしながら、本条は激しい批判にさらされた。批判は立法事実の認識についても、本条導入による効果についてもなされた。そしてその結論として、本条の制定は断念すべきである⁶⁰とか、少なくともコンツェルン会計における国際会計基準の経験の蓄積を待つべきである⁶¹、などと、本条の立法に反対している。このような激しい反対に遭ったからか、結局本条は内閣案の段階で削除され、制定法とならなかった。

A) 立法事実についての法務省案の認識についての批判

立法事実についての法務省案の認識について、法務省案発表後、2つの批判がなされている。

第1に、本条のような補完的な外国会計基準の利用は、現在の企業実務に対応していない、という批判がある⁶²。もっとも、実務の実際が理由書に述べられているような認識とどのように異なるのかという点については述べられておらず、これ以上のことはわからない⁶³。

第2に、理由書の示す「正規の簿記の諸原則」

への理解、そして外国の会計基準のドイツ貸借対照表法への取り込みについての理解は、通説と異なるというものである。

グルントによれば⁶⁴、確かにドイツ貸借対照表法には成文化された原則と規範とが基礎にあるが、成分のない部分においては新しい会計処理方法が開発され、使用される。その際に必要なことは、会計の異なる目的と重要な事態における諸原則の具体化である、とする。そしてそれらは通説によれば、法律上の規定の解釈と「正規の簿記の諸原則」を通じて実現するのである、とする。そして、外国法も以上のプロセスを経ることによってドイツ法に取り入れられるとする。つまり、外国の会計処理方法が刺激となり、それが解釈を通じて全部または一部がドイツ会計システムに一致するものとして確認されることで、システムから発展した新しい基準となるのである。これに対してグルントは、法務省案に示されたプロセスは現行のプロセスとは区別される、とする。なぜなら、法務省案によるプロセスはすでに存在する規範の解釈ではなく外国の会計基準の断片的な受け入れであって、システムから新しい基準を獲得するプロセスを断念しているからである。

B) 本条の導入によって生じる影響についての批判

本条の導入によって生じる影響についても、2つの批判がされている。

第1に、本条の導入によって、従来存在していた法的安定性が損なわれる可能性がある、というオーデルハイデの批判がある⁶⁵。オーデルハイデによれば、法に明確に規定されていない会計問題については、何十年もかけて正規の簿記の諸原則の解釈が発展してきたが、そのうち最高裁判所で確認されたのは一部に過ぎない。そこでもし本条によって導入される外国の会計基準がそれらの慣習と一致していない場合には、そこに法的不安定性が生じるのではないか、と指摘している。その例としてオーデルハイデは、長期的な製造・工事における部分的利益実現について述べている。彼によれば、ドイツにおいて現在取られている部分

的利益実現に対する慎重な態度は、商法典252条の評価原則の解釈から出る慣習である。ところが、会計担当者や社員(Gesellschafer)，国庫にとって都合がいいとなったときに、本条によって、いわゆる完成割合法 (percentage of completion -Methode)が従来の慣習と並んで、あるいは独占的にドイツ法と調和するものとされてしまう契機が生じうる、と指摘する。そしてこのような不安定性が、外国の会計基準と一致しておらずかつ最高裁によって確認されていない全ての慣習に及ぶのではないか、とオーデルハイデは述べている。またグルントも、このような法的不安定性が、連邦基本法の要求する法規範の特定性・明確性・信頼性を損なうのではないか、と指摘する⁶⁶。

第2に、本条によって外国の会計基準が単体年度決算書に取り込まれることで、単体年度決算書における慎重性の原則が危機にさらされる、という批判もされている。外国において通用している会計基準は、その総体においてドイツ貸借対照表法に比べて評価の慎重さに乏しい、というのである。加えて、税法上のリスクも生じるのではないか、という指摘もなされている⁶⁷。

3.2. 一定条件下における資本会社向け計算規定の適用免除

法務省案はドイツ法における明確な規定の欠如の場合と並んで、一定の条件を満たした資本会社に対し、資本会社向け計算規定の適用を免除する規定の追加を提案していた。この提案は特に激しい反対に遭うことなく連邦議会まで進み、結局商法典264条3項として新設されることになった。

3.2.1. 法文と提案理由

商法典264条に新設された第3項は、以下のような定めになっている。

「第290条によってコンツェルン決算書の作成を義務づけられている親企業の子企業である資本会社は、以下の条件をすべて満たす場合には本節および第3節と第4節の諸規定を適用する必要がない。

1. 子企業の全ての社員⁶⁸がその都度の営業年度に関する免除に同意し,かつ当該決議が第325条によって公示されること。
2. 親企業が株式法302条によって債務引受けの義務を負うか, またはかかる義務を任意に引受けかつ当該意思表示を第325条によって公示すること⁶⁹。
3. 子企業が本章の規定によってコンツェルン決算書に包含されること。
4. 子企業における免除が, 親企業によって作成されたコンツェルン決算書の附属説明書に記載されること。
5. 親企業についてコンツェルン会計の諸規定によって第325条により公示されるべき書類が, 免除を求める資本会社の所在地の商業登記所にも提出されること。」⁷⁰

本条の提案理由としてあげることは, 法務省案と内閣案とで変わりがない。それによれば, 本条は会社法第4指令第57条においてみとめられた軽減規定をドイツ法に取り込むものである。もつとも, 軽減規定を取り込む目的までは述べていない。

適用の免除のための5つの条件の中で提案者がもっとも強調するのが第2号と第3号である。提案理由書の中で「(この条件が満たされる)場合には, 資本会社のために導入された計算規定を更に引き続き要求する必要がない⁷¹」と述べている。さらに本条については, その文言にもかかわらず, コンツェルン決算書の作成が免除されている中規模コンツェルンが任意にコンツェルン決算書を作成したときにも適用がある, としている。

3.2.2. 本条についての反応

本条の制定に対して, ドイツ法の明確な規定が欠けている場合の外国会計基準の容認についてみられたような激しい反対は見られない。むしろ, 原則的には本条の導入を歓迎すべきものとしてとらえられているようである⁷²。ここでは, 本条について比較的詳細な検討を行っているオーデルハイデの所論⁷³を中心に, 本条制定に対する反応を見

てみることにしよう。

オーデルハイデは本条について4つの改善提案を行っている。

第1に, 後に述べる第292a条によってドイツ法準拠コンツェルン決算書の作成を免除された企業の子企業である企業であっても本条の利用が可能であることを明白にすべきである, と主張している。法文上, 本条の人的適用範囲は「290条によってコンツェルン決算書の作成を義務づけられている企業の子企業」であり, 292a条によってドイツ法準拠のコンツェルン決算書の作成を免除された企業の子企業に本条が適用されるかは明らかでない。しかし, 292a条によって外国の会計基準に準拠したコンツェルン決算書を利用しようとするときに子企業がドイツ法に準拠した単体年度決算書の作成を強制されるとすれば, 二重決算作成のコストの削減がコンツェルンレベルに限られてしまい, 単体レベルでのコストが負担として残ってしまう, と主張する。

もっとも, このような人的適用範囲の拡大に反対する見解もある。グルントは, かかる拡大によって子企業においても外国の会計基準が全面的に使用されるようになると, 子企業における年度決算書の表明価値(Aussagewert)が制限され, また公開の要求も低下するため, 外部の第三者, 特に債権者にとって重大な情報欠損が生じる, と主張した⁷⁴。そして, 二重の決算を作成するコストがそんなに大きくないのに比べて, 情報欠損の弊害は極めて重大であり, それゆえに292a条を利用していいる企業の子会社は本条の適用を受けないものとすべきである, とグルントは主張する。

グルントとは別の観点から人的適用範囲の拡大の難点を指摘するものもいる。ゲルハウゼン/ムジカノビッチは, 資本会社の年度決算書情報についての利害関係者のうち, 社員は本条第1号によって, また子企業の債権者は第2号によって保護を受けているが, それ以外の利害関係者, 例えば従業員や一般公衆に対しては, 資本会社に対する計算規定の適用免除に対応した保護措置がないために, 情報の欠損が生じる, と指摘する。この

ような情報欠損はコンツェルン決算書によっても充足されない以上、彼らにとって本条の軽減措置は手放しに歓迎されるべきものではない、というのである⁷⁵。

オーデルハイデの第2の提案は、条件を満たした子企業が、商法典第3編において第3節(監査)および第4節(開示)の規定の適用免除のみを受けることもできることを明確にすべきだ、という主張である。本条によるドイツ法の適用免除が、会計基準・監査・開示の全てをセットにしてのみ可能であるわけではなく、親企業にあわせてドイツ法準拠の会計基準を用いつつ、監査と開示のみを簡略化できることを明確にしたほうがよい、という趣旨である。

第3の提案は、本条第1号が要求する「総社員の合意(Zustimmung)」を「同意権(Antragsrecht)」という形態に変更し、かつその内容を具体化すべきである、というものである。このような形態変更の理由としてオーデルハイデは、本条の有用性の問題を挙げる。すなわち、本条によるドイツ法の適用免除の要件として総社員の合意を要求した場合、実際にはその獲得は容易でない。特に、無記名株式が存在する場合には困難を極めることになるのである。また、総社員の積極的な合意を求めるとなると、一人の株主による「不公平な搾取(unfairer Ausbeutung)」の可能性を容認することになる、と指摘する。そこで、同意権という形態にすることによって、本条の適用を望まない場合には株主にその旨を表明させる形にすればよい、と主張するのである。

本条の有用性という問題については、ゲルハウゼン／ムジカノビッチが考察を加えている⁷⁶。そこでも、総社員の同意、あるいは親会社による債務引受けが、全ての子企業について必ず存在するものではない、と指摘されている。また、親企業のコンツェルン決算書がドイツ法に準拠している場合、本条の適用によって実際に軽減されるのは子企業の開示義務だけである⁷⁷、ということも述べられている。

また、オーデルハイデは同時に、会計の継続性

あるいは恣意的な会計方針変更の防止の観点から、本条の適用または適用終了によって準拠する会計基準を変更した場合、再度の変更を一定期間(例えば5年間)制限することも提案している。

オーデルハイデの第4の提案は、本条が部分コンツェルン決算書についての適用法とならないことを明確にすべきだ、ということである。本条によって資本会社の規定の適用が免除されうる子企業が同時に部分コンツェルンの親企業に当たる場合、当該子企業を頂点とする部分コンツェルン決算書を作成すべき義務があるときに、免除規定の存在によって、当該部分コンツェルン決算書に適用される規定が、本条によって軽減された計算規定であると解釈される可能性がある⁷⁸、というのである。オーデルハイデは、このような解釈の可能性を防止する必要がある、とする。

オーデルハイデの各提案のうち、会計基準の国際的調和という観点から特に重要と思われるのは第1と第3である。第1の提案でオーデルハイデは、法務省案(つまり、新法)における解釈として「第292a条によってドイツ法準拠コンツェルン決算書の作成を免除された企業の子企業である企業であっても本条の利用が可能である」という立場が成り立ちうこと(そしてオーデルハイデがその立場に立つこと)を前提として、このような解釈を明文化すべきであると主張している。また第3の提案では、総社員の同意を同意権という形に直すことによって、本条による資本会社向け計算規定の適用免除をより利用しやすくしようと考えているようである。この2つをあわせて考えると、オーデルハイデの提案は、本条によって単体年度決算書にも外国の会計基準をより広く導入できるようにすることを意図していたものと考えることができるであろう⁷⁹。

4. コンツェルン決算書に関する商法典改正

単体年度決算書についての商法典改正が当初の法務省案の一部のみ実現したのとは対照的に、コンツェルン決算書についての商法典改正は当初の法務省の企図から縮小されることなく、むしろあ

る意味では拡大する形で行われた。

コンツェルン決算書に関する今回の商法典改正のうち、実質的な改正部分は1ヶ所のみである。すなわち第292a条の追加によって、一定の条件を満たす企業が、一定の要件に従う外国の会計基準に準拠したコンツェルン決算書を公開した場合には、ドイツ法に準拠したコンツェルン決算書を作成すべき義務から解放されうるようになったのである。

しかしこの改正は、従来のドイツコンツェルン会計法の構造から大きな一步を踏み出すものであり、それゆえにそのインパクトも大きかった。資本調達容易化法に関する論稿のかなりの部分がこの問題の議論に費やされたことからも、そのインパクトの大きさを窺うことができる。

4.1. 改正案の変遷

292a条の制定に至るまでに、1996年の法務省案、1997年の内閣案、1998年の連邦議会法律委員会案を経ている。最終的には法律委員会案どおりに成立したのであるが、各案では法の文言が変遷している。そこで、各案の変遷を比較しつつ、292a条の内容を紹介することにしたい。

まず法務省案である。法務省案では今回の改正のような独立した条文ではなく、現行の292条に第5項を追加するという形態を取っていた。

「(5)第290条によってコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書の作成を義務づけられている親企業は、親企業または子企業の一つが発行した株式、社債、株式代理 (die Aktien vertraten)、債務証書 (Schuldverschreibungen)、受益証券 (Genußscheine)、オプション証券、あるいはその他株式または債務証書と同様の有価証券もしくはデリバティヴを、株式市場、公設市場あるいは場外取引、または信用機関や職業的仲買人を通じて売却することによって外国の資本市場に参加した場合、第1項から第4項までを準用し、法規命令によって作成義務を免除されうる。免除は以下の要件に依存する。すなわち親企業は、外国の資本市場への上場許可の際に指示ないし公認さ

れた会計方法を使用する場合に、指令83/349/EWG (=会社法第7指令：筆者注) と調和 (Einklang) しつつコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書を作成しなければならず、またそのようにして作成された書類の言明能力 (Aussagekraft) が本節の規定に従って作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書と同価値 (gleichwertig) でなければならない。どうか知性は第318条によって任命された決算監査人が第322条によって証明しなければならない。外国あるいは国際的な会計方法が適用されている限りにおいて、第2項にかかわらず、それらドイツ法から逸脱した方法との一致については当該法によって許可されあるいは公認された決算監査人によって証明されるよう指示しなければならない⁸⁰。」

次に内閣案であるが、ここで「法的確実性の利益のために⁸¹」第292条とは独立の規定を立てる形に変更された。

「商法典292a条

- (1) 第2項における意味での外国の資本市場に上場している親企業は、第3項の要求に応じたコンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書を作成し、かつ第4項によって公示された、確認の付記またはその拒絶に関する付記を含めた書類を、ドイツ語で、第325条、第328条に従い期限内に公開する時は、本節の規定によるコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の作成を要しない。免除書類の公示においては、ドイツ法に従って作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書ではないことを明確に指摘しなければならない。
- (2) 親企業が外国の資本市場に上場しているとは、親企業またはその子企業の一つが発行した株式、社債、株式代理、債務証書、受益証券、オプション証券、あるいはその他株式または債務証書と同様の有価証券、もしくはデリバティヴが、外国において官設あるいは非官設の市場取引あるいは場外取引が許可されている場合、あるいはその他の組織された市場で取引されており、その市場が定評があり、一般に開放され、かつ機

能の仕方が正規のものである場合をいう。第1項の適用においては、株式市場もしくはその他の組織された市場における取引を、外国の所轄機関に申し込んでいることで充分である。

- (3) コンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書は、以下の条件を満たすときには免除の効力を有する。

1. 親企業と子企業が、第295条・第296条に抵触することなく、免除されるコンツェルン決算書の中に結合されていること。
2. コンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書が、指令83/349/EWGおよび信用機関および保険企業の場合には第291条第2項第2文に引用された指令と調和しつつ、外国の資本市場で指示されあるいは公認された会計方法によって作成されたこと。
3. そのようにして作成された書類の言明能力が、本節の諸規定によって作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の言明能力と同価値であること。
4. 附属説明書またはコンツェルン決算書への注記において、以下の説明がされること。
 - a) 外国の資本市場、およびその指示ないし公認する会計方法で適用したものとの名称。
 - b) ドイツ法から逸脱した貸借対照表表示方法方法、評価方法、および連結方法の注釈。
 - c) 免除コンツェルン決算書やその他の書類が資本市場上場目的のために供与された機関、および外国での公示の所在地。
5. 第318条によって任命された決算監査人が、当該外国資本市場において基準となる諸規定を遵守しつつドイツ法と同価値の形態で監査し、加えて決算監査人によって免除のための諸条件が満たされていることが証明されること。

- (4) 外国法または外国の資本市場で指示ないし公認された方法によって作成され監査された会計書類は、監査の付記も含めて、当該外国において第325条および第328条に応じた形で公示されるか、公開されるか、複写されるか、あるいは

当該資本市場を所轄する監督官庁に提出された場合に免除の効力を有する。外国における公示、公開、複写もしくは提出の証明は、第325条による商業登記所への提出に添付しなければならない。当該証明がドイツ語でなされていない場合は、認証されたドイツ語への翻訳を添付しなければならない。

- (5) 連邦法務省は、連邦大蔵省および連邦経済省と協議の上で、親企業のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が第3項第2号により同価値であるためにはいかなる前提を満たさなければならないかについて、法規命令によって定める権限を与えられる。このことは、その適用によって同価値性の主張が排除される会計方法を表示する方法によっても行うことができる。」

その後、連邦議会法律委員会による審議・修正によって法律委員会案が作成され、同案が連邦議会によって可決・成立した。

「第292a条 作成義務の免除

- (1) コンツェルンの親企業である上場企業は、それが第2項の条件に合致するコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成し、かつそれを第325条、第328条によりドイツ語およびドイツマルクで表示するときは、本節の規定によるコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の作成を要しない。免除される書類を公示する場合には、どいつの法律に依らないで作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が重要であることが明文をもって指示されなければならない。

- (2) コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書は、以下の場合において免除の効力を有する。
1. 当該企業およびその子企業が、第295条、第296条に抵触することなく、免除されるコンツェルン決算書に結合されているとき。
 2. コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が、
 - a) 国際的に認められた会計原則に従って作

- 成されたとき。
- b) 欧州共同体指令83／349／EWG, および場合によっては信用機関および保険企業に関する第291条第2項第2文に掲げられた指令に合致しているとき。
3. 前号に従って作成された書類の言明能力が、本節の諸規定に従って作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の言明能力と同価値であるとき。
4. 附属説明書またはコンツェルン決算書に関する注記が、以下の記載を含むとき。
- a) 適応された会計原則の名称
 - b) ドイツの法律とは異なる貸借対照表表示方法、評価方法、および連結方法の注記
5. 免除される書類が、第318条によって任命された決算監査人によって監査され、かつ、その上に当該決算監査人によって免除に関する諸条件が充足されていることが証明されているとき。
- (3) 連邦法務省は、連邦大蔵省および連邦経済省と協議の上で、親企業のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が第2号第3号により同価値であるためにはいかなる条件を充足しなければならないかを法規命令によって定めることができる。このことは、その適用によって同価値性が与えられている会計原則を表示する方法によっても行うことができる。」

また、法律委員会案の段階において、本条は2004年12月31日までの時限立法とされ、おそらくとも同日までに終了する決算期にまで適用されることとされた(資本調達容易化法第4条)。時限立法とした理由として法律委員会報告書は、当該報告書の作成された1998年2月の段階では立法期の残りが短い⁸²ために、暫定的対応を超えて望ましい対応を検討するための十分な時間がないこと、および国際会計基準の改訂が目下進行中のため現時点で国際的調和化を実行するのは妥当ではないことを挙げている⁸³。

4.2. 提案者の説明

4.2.1. 立法趣旨

292a条の制定目的として内閣案理由書が掲げるのは、ドイツ企業と国外企業との間に存在する「内国差別(Inlanderdiskriminierung)」の解消である。国外企業は、EU企業であるとないとかかわらず、US-GAAP等に従って作成したコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書(以下では、これらを総称して「コンツェルン決算書等」と呼ぶことにする)を、第292条およびコンツェルン決算書免除令によって、ドイツに所在する中間子会社が負う、部分コンツェルン決算書作成義務の免除のための決算書として用いることができる。これに対しドイツ企業がUS-GAAPに従ってコンツェルン決算書等を作成した場合、それによって中間子会社が部分コンツェルン決算書等作成義務の免除をうけることはできず、改めてドイツ法に準拠した部分コンツェルン決算書等を作成しなければならなかった。理由書では、このような差別は今回の改正法において解消されるべきである、とする⁸⁴。つまり、ドイツ国内の親企業に、国外企業と同様の地位、つまりドイツ法に準拠しないコンツェルン決算書等の公開によって中間子会社の部分コンツェルン決算書等の作成義務を免れうる地位を与えるべきだ、とするのである。このような方針は、企業に柔軟性を与えるものとして、法律委員会報告書においても確認・支持されている。

4.2.2. 法案の変遷についての提案者の説明

前述のように、法案は法務省案から内閣案、法律委員会報告案を経るたびに変化しているが、免除の基礎となるコンツェルン決算書等と会社法第7指令との調和、そしてドイツ法に準拠したコンツェルン決算書等との言明能力の同価値性を求める点において、各案に大きな相違は見られない。

これに対して特に違いが目立つのは、人的適用範囲の問題、そして監査対象の問題である。人的適用範囲の問題については、法務省案と内閣案では外国の資本使用を利用して資本調達を行う親企業を適用範囲としていたが、法律委員会報告案ではこれを国内株式市場に上場している企業にも拡

大する一方、株式市場以外の資本市場を利用する企業を適用範囲からはずしている。また監査対象として、法務省案では言明能力の同価値性および外国の会計基準を適用した部分についての当該基準との合致性が対象とされているが、内閣案では免除のための全条件の充足が監査対象とされ、かつ監査方法についても当該外国の監査基準に従いつつドイツ法と同価値の方法で監査すべきものとされた。ところが法律委員会報告案では、監査対象は内閣案と同じく免除のための全条件の充足の有無とされたものの、監査方法については決算監査人の選出に関する第318条を引用するだけで、内閣案のような詳細な指定は見られない。

以下ではこれらの異同について、提案者の考えを提案理由書から引き出すことを試みよう。

A) 会社法第7指令への調和、そしてドイツ法準拠のコンツェルン決算書との言明能力の同価値性

法案では、法務省案から法律委員会報告案にいたるまで、一貫して会社法第7指令への調和と言明能力の同価値性を要求している。このような要求は、第291条や第292条によるコンツェルン決算免除令第2条における、コンツェルン決算書作成免除のための要件とも対応している。このような要求をする理由として、内閣案提案理由書は以下のように説明する。まず、ドイツの立法者がヨーロッパ法の強行規定から自由でないことによって会社法第7指令との調和が必要である、とする。つまり、会社法第7指令において強制されている計算規定を免除するような立法を行うことはできないことを理由にしている。一方の同価値性については、外国の計算規定の適用によって言明能力が低下し、それによってドイツ法準拠のコンツェルン決算書等と比較して情報格差が生じることを防止することを理由としている。

もっとも、提案理由書の中では、改正の際に念頭に置かれていたUS-GAAPあるいはIAS準拠のコンツェルン決算書等については、その会社法第7指令への調和および言明能力の同価値性について、疑いが生じる余地はないとしている⁸⁵。

B) 人的適用範囲の問題

コンツェルン決算書等の作成義務免除の人的適用範囲の問題は、本条の制定目的と関連する問題として論じられている。まずは内閣案提案理由書から見ていこう。

内閣案提案理由書では、まず単体年度決算書への外国会計基準の導入について、商法上の利益分配機能における慎重性原則、そして商法決算の税法への基準性を害することになり、問題とすべきでないとする。また、コンツェルン決算書等に関する規定そのものを外国の会計基準（特に国際会計基準）へ適応させることについても、コンツェルン決算書作成企業の多くが対応しきれないであろうこと、また単体年度決算書と異なる基準を導入することによって追加的費用負担が生じること、あるいは外国の会計基準が単体年度決算書に「飛び火」する危険を否定しきれないことから、解決案としては除外されるべきである、とする⁸⁶。そして、国外におけるドイツコンツェルンの資本調達の競争力強化というほうの目的設定⁸⁷から、適用範囲を国外の資本市場において資本調達を行うコンツェルンに限定したようである。

これについて法律委員会報告書では、単体年度決算書へ外国の会計基準を導入すべきでないこと、またコンツェルン決算書等の規定そのものを外国の会計基準に適応させるべきではないことについては内閣案提案理由書と同じ立場を取っている⁸⁸。しかし、人的適用範囲について、国内市場においても国際的な資本獲得競争にさらされていること、またフランクフルト株式市場の「新市場（Neue Markt）」においてはドイツ企業であってもUS-GAAPあるいはIASを適用し、ないしはそれらに適応するように補充された決算書等を作成しなければならないことをあげて、国内株式市場に上場している企業も免除の効力を主張しうるように適用範囲を拡大した。これによって、外国の投資家が求めるような広範かつ国際的に比較可能な会計情報を提供するのに役立つ、とも述べている。

しかし、内閣案では認められていた株式市場以外の資本市場を利用する企業の免除効について、

なぜ法律委員会の段階でこれを排除したのかについては、法律委員会報告書では何も述べられていない。

C) 監査対象の問題

監査の対象について法務省案では同価値性と外国会計基準への合致のみが問題とされていたのに對し、内閣案と法律委員会報告案では免除のための要件全ての充足の有無が監査の対象とされた。しかし、なぜ法務省案では同価値性のみが監査対象とされたのか、また内閣案でなぜ全要件を監査の対象とするようになったのか、各理由書には明確な説明はされていない。ただ法務省案の段階において、商法典第317条の解釈として、同価値性以外の免除に関する要件、とりわけ会社法第7指令への調和の有無について監査が必要であると解することが可能であることは、すでにオーデルハイデによって指摘されていた⁸⁹。内閣案の段階での監査対象の拡大は、かかる解釈を明文の形で取り入れたものと捉えることができる⁹⁰。

4.3. 法案に対する反応

1996年に法務省案が発表されたのち今日に至るまで、コンツェルン決算書等の作成義務の免除についていくつかの論点が提起されている。このうち特に多くの論者によって取り上げられたのが人的適用範囲の問題であり、ついで会社法第7指令との調和、そして言明能力の同価値性の問題であった。また、292a条の憲法適合性の問題も、重要な問題として提起されている。そこで、各論点ごとになされた議論を見ていこう。

4.3.1. 憲法適合性の問題

292a条が連邦基本法に違反すると主張する的是グルントである。グルントによれば、292a条の適用によって少なからぬ数のドイツ企業が外国の会計基準に準拠してコンツェルン決算書等を作成することになるが、この際に一定の範囲で外国法が参照されることになる。このような外国法の参考はドイツの立法高権の外国への委譲に当たり、憲法上の民主主義原則(Demokratieprinzip)に反する、というのである⁹¹。

このような指摘に対しては、内閣案提案理由書の中で次のような反論が展開されている。すなわち、292a条の規定は一定の条件の下でドイツ法の適用を免除するものであって、特定の外国法の規定を参照するものではない。また、外国の立法機関や会計基準設定機関にドイツの立法高権を委譲するものでもない。なぜなら、ドイツのコンツェルンが自発的に外国の計算規定に従うのでない限り、外国の立法機関や会計基準設定機関がドイツコンツェルン計算規定に影響を与えたり、強行規定を制定したりする可能性を持っていないからである。それゆえに、反憲法的な指示ではない、としている⁹²。

4.3.2. 人的適用範囲の問題

コンツェルン決算書等の作成義務免除を受けられる人的範囲の問題は、多くの論稿において議論されているが、そのほとんどは改正法の規定よりも拡大すべきであると主張するものである。

この問題に最初に言及したのはオーデルハイデである。彼は、開示法(Publizitätsgesetz)⁹³11条によってコンツェルン決算書等の公開が義務づけられている親企業⁹⁴も、作成義務免除の対象とすべきであるとする。これは、親企業が資本会社の形態を取っていないコンツェルンであっても、国際的に活動し、外国の資本市場から資本調達を行っていることから、それらのコンツェルンにも免除の可能性を与えるべきである、という理由からである⁹⁵。さらに、全ての親企業に作成義務免除の選択権を与えることについても、考慮する価値があると主張する。オーデルハイデは、法改正の背後に「国際的会計基準の利用によって、ドイツ法準拠のコンツェルン決算書等に比べて投資者の意思決定によりよく貢献する」という考え方があることを指摘し⁹⁶、「そのような議論を支持するならば、全ての企業にそのようなコンツェルン決算書を提供する可能性を与えるなければならない」と主張するのである⁹⁷。

さらにオーデルハイデは、免除規定という形で外国の会計基準を取り入れるより、一般的規定の形で国内法に取り入れたほうが、構想(Konzept)

として利点がある、と指摘する。免除規定という形を取った場合の利点としてオーデルハイデは、外国の会計基準を可能な限りドイツ計算規定から分離でき、それによって単体年度決算書における利益計算やその税法への基準性に対する影響を極小にできる、という点を挙げる。にもかかわらず国内法への取り入れのほうが優れている理由として、2つの点が挙げられている。第一に、外国の会計基準がドイツ法の一部となることによって、当該外国会計基準における規定が欠落している部分や不明確な部分を「法解釈」によって解消することができるという点。第二に、ドイツ法上の監査規定や処罰規定を、外国の会計基準に準拠して作成されたコンツェルン決算書等にも適用できるという点である。そして、単体年度決算書とコンツェルン決算書との間で相互に異なる計算規定を確立することで、単体年度決算書への影響を回避することは可能である、とする。単体年度決算書とコンツェルン決算書とではその作成目的や機能が異なるのであり、それによって計算規定の内容が変化することは経営経済学 (Betriebswirtschaftswissenschaft) 上の常識である、とも述べている⁹⁸。

人的適用範囲についての議論は、その後ゲルハウゼン／ムジカノビッチ⁹⁹やブーライラー／ヘルムシュロット¹⁰⁰によてもなされているが、両者の議論はオーデルハイデよりはやや狭く、その後の法律委員会報告案とほぼ同様の内容である。つまり、国内の株式市場でも国際的な資本獲得競争は生じていること、フランクフルト株式市場の「新市場」でUS-GAAPあるいはIAS準拠のコンツェルン決算書が要求されていることを挙げて、国内株式市場に上場している企業にも作成義務免除の可能性を与えるべきである、というのである。

その後、立法が後ゲルハウゼン／ムジカノビッチやブーライラー／ヘルムシュロットの主張するような内容でなされたことは既に見たとおりであるが、法改正後も人的適用範囲についての議論はさらに続いている。例えば、ペレンス／ポンセ／ガッセンは、立法者においてもUS-GAAPやIASに基づくコンツェルン決算書等が株主にとってよ

り情報を提供できるものであることを認識しているにもかかわらず人的適用範囲が制限されたことを批判し、企業がいずれの会計基準に準拠してコンツェルン決算書等を作成するかについては、一般的な選択権を与えた上で、個々の企業のコスト／ベネフィット判断によって免除決算書を作成するかどうか決定させれば、より柔軟性が得られると主張する¹⁰¹。

もっとも、必ずしも人的適用範囲を拡大する方向の議論ばかりがあるのでない。国内コンツェルンとの比較可能性を確保するために、人的適用範囲をすべきであるという議論も存在した。例えば、法務省案の段階で公表されたドイツ決算監査人協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e. V.: IDW) の意見書では、外国の資本市場に参加するのは容易なことであり、簡単にドイツ法から逸脱することが可能であることから、コンツェルン決算書等作成義務免除の条件として、親会社または「重要な」子会社が外国の資本市場を利用している場合に限定すべきである、としている^{102,103}。

4.3.3. 会社法第7指令との調和、および言明能力の同価値性

人的適用範囲の問題と並んで議論的となつたのが、292a条第2項第2号b)で免除の条件とされた会社法第7指令との調和、そして第3号で問題とされた言明能力の同価値性である。特に会社法第7指令との調和の問題は、法文において用いられた「im Einklang mit」という表現がどのような意味内容を持っているのか、これまでに292条やコンツェルン決算免除令2条などで用いられている「同価値性 (gleichwertig)」という概念とはどのように異なるのか、が問題となる。

内閣案提案理由書や法律委員会報告書の中では、この「Einklang」という概念の内容について、いかなる説明もされていない。これに対しゲルハウゼン／ムジカノビッチは、「Einklang」についてや詳細な検討を行っている。彼らによれば、「Einklang」という概念は、厳密な同一性を表わす「Gleichheit」あるいは「Identität」とは異なるものの、

「同価値性」よりは厳格な概念である、とする。つまり、同価値性が「全体的に見て、財産・財務・事業の状況が、ヨーロッパ法ないし国内法と比べて、重大な情報の欠落がないように表示されていてこと」とされるのに対して¹⁰⁴、「Einklang」とは、全体像だけでなく個々の規定についても問題となる、という。一方で、文言上、個々の規定の精確な適用までは必要ない、という。もっとも、会社法第7指令から逸脱している個々の事項については、同指令の要求にこたえるために、追加的な説明が必要となる、というのである¹⁰⁵。

ところで、今回の法改正において多くの論者から疑問の声があがった点として、US-GAAPやIASに準拠して作成されたコンツェルン決算書等が、先驗的(*a priori*)に会社法第7指令との調和性や言明能力の同価値性を具備しているのか、という点がある。内閣案提案理由書では、US-GAAP、IASともに調和性と同価値性を有している、としていた。その根拠として、内閣案提案理由書は次のような事実を指摘している。

まずIAS準拠のコンツェルン決算書等と会社法第7指令との間の調和性であるが、これについてはEU連絡委員会(Kontaktausschulß)の調査結果として、EU会計指令とIASの間には、二つの重要な例外を除いて何等の衝突も存在しない、とされた¹⁰⁶ことを根拠としている¹⁰⁷。また、US-GAAPと会計指令の調和性については、以下のような三段論法を掲げる。まず、US-GAAPは、高度に動態的な会計原則を取る英国の会計実務に比べると保守的であり、かなりドイツの慎重性原則に近い、という。そして、英国の会計実務が会計指令と調和しているのであるから、それよりも保守的なUS-GAAPも会計指令に調和するものと考えて問題はない、というのである¹⁰⁸。そして、IASやUS-GAAPに準拠したコンツェルン決算書等とドイツ法準拠のコンツェルン決算書等との間の同価値性については、これまでコンツェルン決算書免除令でも認められてきたことであり、問題はないとする¹⁰⁹。

しかし、調和性の承認についてのこのような認

識は、多くの論者から集中砲火を浴びることになった。例えばグルントは、EU連絡委員会による調査結果は限定的な意味しか持たない、と主張する。その理由としてグルントが挙げるのは、連絡委員会における調査方法の問題である。すなわち連絡委員会は、会計指令によって決算書等を作成する架空企業を想定し、そこで会計指令によって許される会計方法がIASと調和するか、という方法によって調査を行った、とされる。しかし、IAS準拠の決算書が免除の効力を得るときに問題となるのは、IASによって許される会計方法が会計指令に調和するかという、連絡委員会の調査とは反対の問題である、と指摘する。それゆえに、内閣案提案理由書のような認識は「正しくない」と一蹴しているのである¹¹⁰。またゲルハウゼン／ムジカノビッチも、IASの基準のうちいくつかについては、会計指令に対応する規定がないために一般原則に基づいて調和性が判断されており、それゆえに連絡委員会の調査結果の解釈は限定的にされるべきだ、と主張している¹¹¹。加えてドイツ決算監査人協会も、連絡委員会が挙げる2つの相違点の他にも衝突の生じるケースが存在する、と指摘している¹¹²。さらに、外国の会計基準において許されている選択的処理のいずれかが会計指令と調和する場合にはその使用が強制されることになるとしても、もし外国の会計基準における強行規定が会計指令と調和しない場合には問題になる、という指摘もある¹¹³。

US-GAAP準拠のコンツェルン決算書の会計指令調和性については、包括的な調査はこれまでになされていないようである¹¹⁴。「IASがUS-GAAPに接近することが慎重性原則に通じているとは、驚くべき認識である」という論者¹¹⁵もいる。

結局のところ、IASやUS-GAAPに準拠して作成された決算書の会計指令調和性については、「個々の事例において判断すべき¹¹⁶」もの、というのが一般的な認識になりつつあるようである。「IASやUS-GAAPに準拠して作成されたコンツェルン決算書に対して無条件の監査証明を付与するのは現実的ではないので、第292a条の免除規

定は使用されることなく、今後も商法典に基づくコンツェルン決算書や状況報告書が作成されるだろう¹¹⁷」と予測するものもある。

5. おわりに

5.1. ドイツ商法典改正から読み取ること

以上、資本調達容易化法によってなされた商法典改正のうち、主要な点に関する議論を見てきた。もとより同時に立法過程に上った企業領域統制・透明化法に比べると本法に関する議論がやや少ない¹¹⁸こともあり、また改正直後であって具体的な実務の結果がまだ報告されていないことを考えると、本改正についての評価を現段階で行うことは早計に過ぎるかもしれない。ましてや、これらの議論を参考だけでドイツ貸借対照表法の動向を云々することなど、本来は慎むべき事であろう。しかし、敢えて感想めいたことを述べるとすれば、以下のようなことがいえるであろう。

第1に、単体年度決算書におけるドイツ法の欠落部分への外国会計基準の適用についての議論を見れば分かることおり、単体年度決算書において外国会計基準を補充的にせよ一般的に導入することについては、少なくとも学界において非常に強い抵抗が存在した。これに対し、親企業によって債務引受がされている子企業において資本会社向け計算規定の適用を免除できること、さらにコンツェルン決算書等について一定条件の下で外国の会計基準を使用することを容認することについては、大きな抵抗は見られなかった。問題は、このような反応の違いはどこからくるものか、ということである。

法務省案第264条第3項に対する反対理由としてあげられていたことは、実務の不存在、正規の簿記の諸原則の形成についての立案者の誤解、法的不安定性、および慎重性の原則への危険であった。このうち、実務の不存在の有無についてはここで検証できない以上措いておくとして、残りの3つの理由の中で最大の理由として存在するのは、やはり慎重性の原則の問題なのではないか、と思われる。まず正規の簿記の諸原則の形成に関する

問題であるが、新法第264条第3項において資本会社向けの計算規定が免除された場合でも全ての商人に関する計算規定に従って帳簿および決算書を作成しなければならないところ、そこでも正規の簿記の諸原則に従って作成されるべき旨が規定されており(第238条、および第243条第1項)、正規の簿記の諸原則と外国の会計基準との抵触問題は残るはずである。であるにもかかわらず、すべての商人に関する規定と外国の会計基準との調和性の問題はこれまでのところ議論の対象となっていない。だとすると、このことが外国の会計基準の導入のネックになっているとは考えにくいということになる。すると、残るのは法的不安定性と慎重性の原則の問題であるが、ここで注意すべき事は、新法第264条第3項による厳格な計算規定の免除の実体的要件として、総社員の同意とともに「親企業による債務引受」が要求されていることである。この要件は計算規定における法的安定性の問題とは結びつきにくい一方で、親企業の債務引受によって、本来慎重性の原則が担保しているといわれる債権者保護の必要性は減少している、といえる。すると、それゆえに外国の会計基準の導入に対して抵抗が少なくなった、と考え事ができるのではないか。つまり、単体年度決算書における外国の会計基準容認のネックとなっている最大の要因は、債権者保護の主軸である慎重性の原則の保持であったと考え事ができよう¹¹⁹。このことからすると、ドイツにおける現行配当規制に対しては、いまだ強い支持が集められていると評価しうるかもしれない。

第2に、第1点と関連することであるが、コンツェルン決算書等について国際的会計基準の使用を容認することについては、抵抗がなかったどころか、むしろ人的適用範囲の問題について現われたように、より一層の拡大を要求する議論が多くあった。このことは注目に値するであろう。この要因として考えられることの一つとして、国際資本市場においてはコンツェルン決算書が重視されていることが考えられる。これに加えて、ドイツ法において、コンツェルン決算書は単に債権者

や社員などの利害関係者に対する情報提供の機能を果たしているに過ぎないのであり、単体年度計算書においてみられたような慎重性の原則が妥当していないことも外国の会計基準を導入する際の抵抗を少なくする要因となったといってよいであろう。

第3に、コンツェルン決算書の比較対象として想定されているものが、当該コンツェルンを構成する個々の企業の単体年度決算書から投資対象として比較される他のコンツェルンのコンツェルン決算書へ、いうなれば「縦の比較」から「横の比較」へと移動していることも指摘できる。特に「横の比較」への移動に際して、国内企業間の「横の比較」ではなく国際的な「横の比較」が念頭に置かれていることは、注目に値すべきである。1965年株式法においてコンツェルン決算書の作成が義務づけられたときに念頭に置かれていたのは、個々の単体年度決算書によっては把握できない企業の実態をコンツェルン決算書によって浮き彫りにすることであった。これに対して資本調達容易化法の立法過程ではコンツェルン決算書の国際的な比較可能性がより重視され、そのために単体年度決算書との「縦の比較」可能性があえて犠牲にされたのである。さらに、コンツェルン決算書における国際的会計基準の使用が選択的に認められることによって国内でも国際的会計基準を使用するかどうか対応が分かれることになるわけで、国内企業間の「横の比較」可能性も後退することになる。このことは、ドイツ国内においても進行しているといわれる間接金融の後退と直接金融の進展¹²⁰、あるいはドイツ国内資本市場への外国資本の絶え間ない流入¹²¹を背景として、立法者が国際的な「横の比較」可能性を重視したことの証左と見ることができる。

ここまで観察から見ると、ドイツにおける商法会計制度は、債権者保護目的に近い従来からの会計規範を保持する単体年度決算書と、より投資家への情報提供目的に接近していく、もつとはつきりいうならUS-GAAPやIASに接近していくコンツェルン決算書という、「複線的会計¹²²」への道

を進み始めているように見える。立法者は今回の商法典改正によって、少なくとも上場会社については単体年度決算書とコンツェルン決算書の一体性が損なわれることを、「暫定的対応」と断りつつも認めたわけであり、これによってこれまでドイツにおいて取られてきた、単体年度決算書＝コンツェルン決算書＝税務会計における、正規の簿記の諸原則および商法会計の税務会計への基準性原則を媒介とした「トライアングル体制」の一角が崩れたといつてもよいであろう。

「複線的会計」制度について、さらに踏み込んだ提言を行うものもいる。たとえばペレンス／ボンセ／ガッセンは、今回の商法典改正のような単体／コンツェルンの区別ではなく、上場／非上場の別によって適用する会計基準を区別すべきであると主張する。つまり、上場企業においては単体年度決算書でも国際的会計基準を用いるべきであるというのである¹²³。このような枠組設定は、従来の議論にはあまり見られなかった新しい潮流ということができるかもしれない。

また、コンツェルン子会社について、一定条件の下で資本会社向け計算規定の適用免除を認めたことを、ドイツの従来の貸借対照表法から一步踏み出すものと位置付けられるかもしれない。オーデルハイデが新264条第3項について法務省案段階で行った第1の提案において提示した命題、すなわち新292A条によって外国の会計基準に準拠したコンツェルン決算書を作成したコンツェルンの子会社についても新264条第3項を適用可能とすべきだという命題が解釈によって認められるとしたら、かかるコンツェルンの子会社の年度決算書において外国の会計基準が使用される余地が生じるわけで、従来とされていたような配当可能利益の厳格かつ慎重な算出が、親会社の債務引受けという代償措置と引き換えに緩和されているにも思えるからである¹²⁴。

もっとも、コンツェルン子会社単体年度決算書やコンツェルン決算書のUS-GAAPやIASへの接近には阻害要因も存在する。コンツェルン子会社の単体年度決算書についていえば、総社員による

年度ごとの合意や親会社による債務引受の存在など、第263条第3項に定められた要件を満たすことの困難さである。またコンツェルン決算書そのものについても、企業会計に関するEU会社法第4指令、そして第7指令の存在そのものが阻害要因として存在している。既に見たとおり、US-GAAPやIASと会社法指令との調和可能性については、内閣案提案理由書においては問題なしと説明されているものの、その後の議論の中では多くの異論が出されている。これらの理由により、第264条第3項や第292a条の利用可能性についても疑問が呈されていることも既に見たとおりである。

元来ヨーロッパ経済共同体加盟国間の財務諸表の比較可能性と同価値性を確保するために制定された会社法第4指令と第7指令が、逆に国際的会計基準の導入による「グローバル」な比較可能性と同価値性の獲得の阻害要因となってしまうのだと思えば、なんとも皮肉な結果といわざるを得ない。この問題が今後どのように解決されていくかについては、ドイツ国内の動向だけではなく、EUによる会社法指令見直しの動向をも視野にいれて検討しなければならない。

5.2. 日本への示唆

5.2.1. 総説

すでに1.2.で述べたとおり、日本において商法会計に国際会計基準を導入しようとする場合、3つの方向が議論されている。すなわち、1) 商法会計に国際会計基準を導入しつつ未実現利益などを配当可能利益から控除する方向、2) 同じく商法会計に国際会計基準を導入したうえで現在の配当可能利益計算の枠組みを廃棄し、新たな配当規制を導入することで債権者保護を図る方向、そして3) 商法会計に国際会計基準を導入することなく、商法会計と証券取引法会計を分離してしまう方向である。

今回のドイツにおける商法典改正をこの3分類に当てはめてみよう。一定条件下における資本会社向け計算規定の免除（第264条第3項）では、商法会計に国際的会計基準を導入したうえで従来の

配当可能利益算出の枠組みを維持している点で1)と共通しているものの、国際的会計基準によって認識される未実現利益など、従来の会計基準では配当可能利益とされない部分を控除していない点で1)とは異なる。そして代償措置として親会社の債務引受を要求し、それによって債権者保護を図っている点で、2)に一步近づいているといえる。つまり、新264条第3項は、1)と2)の複合的な措置ということができよう。一方、コンツェルン決算書における国際的会計基準の使用の容認は、ドイツ商法典におけるコンツェルン決算書の役割から考えると、3)の方向の措置と見て差し支えないであろう。

そして、一定条件下における資本会社向け計算規定の適用免除もコンツェルン決算書における国際的会計基準の容認も、大きな抵抗なくドイツ法に受け入れられた。では、同様の規定を日本に導入するした際にも、同様の反応になるであろうか。

まず留意しておくべきことは、日本には当然のことながらEUの会社法指令は適用されない、という点である。つまりドイツにおいて問題となっていた国際的な会計基準とEUの会社法指令による計算規定との調和は、日本においては要求されないのである。このことは、日本における国際的な会計基準の受容のための法的なハードルが、ドイツよりも低いということにつながる。

5.2.2. 証券取引法会計における国際的会計基準の容認

一定条件下での株式会社の計算規定の適用免除はコンツェルン決算書において国際的な会計基準の使用が容認されたときに初めて意味を持つものであるから、まずコンツェルン決算書における国際的会計基準の容認が問題となる。これを我が国に引き直せば、証券取引法に基づく財務諸表の作成に国際的会計基準を容認することについて、わが国でどのような反応が考えられるかである。

この点、すでに神田教授が指摘している¹²⁵ように、証券取引法上は財務諸表の作成に際して商法上の計算規定に従わなければならない規定にはなっていない。単に財務諸表等規則や連結財務諸

表規則などにしたがって作成されなければならないのみである（証券取引法5条、7条、9条1項、10条1項および24条1、2項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則1条、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則1条）。そこで、これらの諸規則において、商法とは異なる会計基準を使用することを可能にすることによって、証券取引法上の財務諸表における国際的会計基準の使用を容認することが可能である。そこで、このような国際的会計基準の使用を容認することが適當かどうか、ということになる。

証券取引法上の財務諸表において、国際的会計基準を従来の会計基準に変わる唯一の会計基準として強制することも、上記の方法によって可能である。しかしこれには実務界からの強い反発が予想される。財務諸表において国際的会計基準を使用することに意義を感じない企業に対しても商法と証券取引法によって二重の会計処理のコストを強制することになるからである。また、商法上の利益と証券取引法上の利益が二重に表示されることに対する抵抗もすでに表明されている¹²⁶。このため、国際会計基準を証券取引法上の財務諸表における唯一の会計基準として強制することは、少なくとも短期的な対応としては採用しがたいであろう。そこでドイツ法の例に習って、財務諸表における国際的会計基準の使用を従来の会計基準と並んで容認することが考えられるのである。

国際的会計基準を従来の会計基準と並列的に容認することのメリットは、財務諸表を作成する局面において国際的会計基準を使用することについてのコスト／ベネフィット判断を企業自身が行うことが可能な点である。企業にこのような判断権を与えることは、国際的会計基準を使用することに利益を感じない企業には二重の基準を強制しないということを意味するのであり、国際的会計基準を全企業に強制した場合に比べて企業の負担感は少なくなるであろう。その結果、国際的会計基準を日本法に導入することについての拒絶反応が小さくなると考えられるのである。

一方、デメリットとして考えられるのは、個々

の企業の選択から資本市場には2以上の基準が登場することによって、国内企業間における財務諸表の、いわゆる「横の比較可能性」が失われる危険があることである。従来の会計基準による財務諸表と国際的会計基準を用いた財務諸表とを比較するためには各基準についての詳しい知識が必要になる。このことは一般的な投資家による投資判断に不便を強いることになり、資本市場の発展を阻害する要因になりうると考えられるのである。もっとも、そのようなデメリットに対しては、一般投資家はそもそも財務諸表を参照して投資判断を行うことは稀であろうし、機関投資家はかかる会計基準間の違いについて充分な知識を持っていることを一般に期待できるから、問題はないという反論が可能かもしれない。

以上のように考えると、日本において証券取引法上の財務諸表についてドイツ法のように国際的会計基準の使用を認めようとする際には、企業が任意に国際的会計基準を採用できるというメリットと、財務諸表の国内での横の比較可能性が危険にさらされるというデメリット、さらにデメリットを打ち消す要素としての前掲の反論をそれぞれ考量すべきだ、ということになるであろう。特にデメリットがどの程度の大きさで存在するのかということが、会計基準選択の自由を認めるかどうかにおいて重要な要素になると思われる。

5.2.3. 一定条件下における株式会社の計算規定の適用免除

次に、証券取引法上の財務諸表について国際的会計基準の使用が認められるとの前提において、一定条件下において子会社について株式会社の計算規定の適用を免除する規定を日本法に導入することについてである。

A) 適用免除を受けられる子会社の範囲

まず適用の免除を受けられる子会社の範囲であるが、ドイツ法ではコンツェルン決算書において連結される子会社がカバーされている。そうすることによって、適用免除の立法目的である二重帳簿作成コストの削減は最大化されるのである。

これを日本法に引き直せば、証券取引法上の財

務諸表に連結される子会社をすべてカバーするということになる。そのためには連結子会社と適用免除可能子会社とが少なくとも一致している必要がある。

ところで、現行法上は連結子会社と商法上の子会社とは一致しており、現行商法上の子会社を単純に適用免除可能子会社とすることも可能である。しかし、平成11年4月に施行が予定されている証券取引法関係省令の改正において連結子会社の基準が持株基準から支配力基準へと変更されることは予定されており¹²⁷、そうなると持株基準を採用する商法との間で子会社概念にずれが生じることになる。商法において単純に子会社のみに株式会社の計算規定の適用を免除することとすると、証券取引法上は連結子会社でありながら商法上の適用免除を受けられない子会社が生じる。これでは、適用免除を導入する目的を達成することができない。そこで、子会社概念の調整が必要だということになろう。

では、子会社概念はどのように調整されることになるであろうか。証券取引法において支配力基準が用いられることを与件とするなら、調整の方向としては商法上の子会社概念を何とかするしかない、ということになる。その場合に選択肢としてまず考えられるのは、子会社概念を支配力基準に統一するか、それとも支配力基準を計算規定の中だけに「押し込め」て、他の部分については持株基準を堅持する、いわゆる「二本立て」にするか、である。加えて二本立ての中には、子会社概念を用いる規定の一部については支配力基準を導入しつつ他の部分については持株基準を堅持するというバリエーションもありうる。さらにそのバリエーションの中で、支配力基準をとる部分の大きさを変えることによって、選択肢には多くのグラディションが生じうるのである。そのようにして生じたグラディションのうちのどれを採用するか決定するには、子会社概念を用いる規定のそれについて、支配力基準の導入によって生じる好影響と悪影響とを総合し、比較することが必要である。

しかし現行商法において、子会社概念は商法特例法を含めて多くの規定に使用されている。商法だけでも、親会社株式の取得制限（211条ノ2）、議決権制限（241条）、株主による取締役会議事録の閲覧の制限（260条ノ4第5項）、監査役の子会社に関する権限（274条ノ3）、子会社の株式について時価評価を排除する規定（285条ノ6第2項）が存在する。これらすべてについて支配力基準導入の是非を検討するのは容易なことではないので、ここでは典型的と思われる例を用いて考えてみたい。

ここでまず例としてあげるのは、議決権制限における子会社概念の機能である。議決権制限の要件としての子会社概念において支配力基準を導入した場合、経営者による子会社を利用した会社支配の制限をより実効的なものとすることが期待できる。持株数という形式的な要件以上に、支配力という実質的な観点から経営者による株主総会支配を排除できるからである。しかしながら、支配力基準を導入した場合、支配力が存在するすべての類型を客観的要件として規定することはおそらく不可能であるから、どうしても補充規定を導入せざるを得ない¹²⁸。その場合に、ある会社が当該補充規定によって子会社に該当するかどうかについての判断は最終的には裁判所が行うのであろうが、第一次的には親会社が判断しなければならない。この判断において、会社の判断は要件該当性を否定する方向に傾きやすいのではないかと考えられる。そこで、補充規定に該当することを主張する株主との間で争いになる可能性がある。特に議決権制限における補充規定該当性の有無は株主総会決議の取消事由の有無に直結するから、会社にはそれだけ慎重かつ微妙な判断が求められることになる。そうだとすると、議決権制限の場面においては、持株という形式的基準を貫くことで法的安定性を保つほうがよい、という選択肢をとることも十分考えられる。支配力基準と持株基準のいずれをとるかは、支配力基準の導入による規制実質化の利益の度合いと、補充規定を用いざるを得ないことによる法的安定性の後退の度合いを考

量した結果で判断することになるであろう。

別の例を考えてみよう。たとえば監査役の子会社に対する監査権限について支配力基準を導入するなら、親会社の株主にとっては監査の範囲が拡大することで間接的ながら親会社についてのコーポレートガバナンスの機能が拡大し、利益となろう。しかし、被出資会社にとって、自社固有の監査役による監査に加えて出資会社の監査役による監査を受け入れることによる追加的コストが大きいということになると、子会社概念の実質化によって不利益を蒙ることになる。そこで、両者の利益考量を要求されることになるであろう。

このように、計算規定において支配力基準による子会社概念を導入することは、商法の他の場面で用いられている子会社概念についての再検討を促すきっかけになると考えられる。

B) 適用免除のための実質的要件

次に、適用免除の実質的要件についてである。ドイツ法における適用免除のための実質的要件は、総社員の同意、および法定債務引受もしくは任意的な債務引受の意思の公示であった。これを日本法上に移植しようとする場合、日本法では子会社の債務について親会社が自動的に債務引受あるいは保証をしなければならないような法規定は存在しないから、親会社の任意的な債務引受ないし保証を表明する場合に商法の計算規定の適用を免除するような規定になると考えられる。

しかし、親会社による債務引受や保証の存在のみで会社債権者の保護が充分かどうかについては、慎重な検討が必要であろう。確かに現行の配当規制は債権者保護の制度としてはほとんど無益であるという指摘もあるが、それでも会社財産の過度の流出を防止する機能を全く持っていないのかといわれると、即断できない。有価証券評価益のように換金性が高いとはいえる現実には実現していない評価益について配当を制限することは、市況の急激な悪化に対するひとつの緩衝材として機能しうるとも考えられる。そうだとすると、かかる機能を親会社の債務引受や保証によって肩代わりできるかどうか、慎重な検討が必要であろう。とく

に、事業の再編によって小さな持株会社と大きな事業子会社によって構成される企業グループが形成されることを想定した場合、親会社による保証というものが実効性ある債権者保護手段として機能するか、かなり疑わしい面がある。そう考えると、現行の原価主義による配当規制と、時価主義によりつつ親会社の保証を要求する配当規制とのいずれがより債権者保護として適切かという評価が必要、ということになろう。

もっとも、時価評価に基づいた配当決定を認めたとしても、それによって直ちに会社債権者の地位を危うくするような配当決定が続発するとは言い切れない¹²⁹。また、時価情報の開示によって会社債権者はより当該会社の財務状況を的確に判断できるから、かかる危険な配当決定に対しても適切に対応できる、という反論も可能かもしれない。しかし、会社債権者が全員財務諸表分析に通じているとは限らないし、たとえ財務諸表分析に通じているとしてもそれに基づいて会社に対して適切な対応を取れるような地位を常に持っているとも限らない。結局この問題は、最終的には商法の計算規定によってどこまで債権者保護を実現すべきかという規範的議論、あるいは実現が可能であるかという制度分析の結果に左右される問題である。その意味では、原価主義を維持するか時価主義を条件付きでも今すぐ導入するかという「いまどうするか」という議論の他に、中長期的な視点からの実証的な研究や、商法計算規定の目的についての根本的な議論が必要である、ということになろう。

5.3. 最後に

最後に、本稿の欠点を述べておくべきであろう。本稿は、基本的には資本調達容易化法についての議論しか参照していない。それゆえ、一般的な「ドイツ貸借対照表法をどうすべきか」という議論についてはほとんど触れていない。また、資本調達容易化法とほぼ同時期に制定された「企業領域統制・透明化法」による計算規定への影響、とりわけ同法によってプライベート・セクターとして設

立された会計基準委員会がドイツ計算規定、特に正規の簿記の諸原則にどのように影響を与えるか、という議論などについても立ち入ることをしなかった。その意味で、本稿は群盲象をなでる危険を冒していることは否めない。また、制定直後といふこともあるが、実証研究が存在せず、議論が机上のものである危険もある。本稿の欠点を補うためには、今後のドイツでの会計実務の動向や議論の方向を引き続き注意深く観察する必要がある。また、「正規の簿記の諸原則」あるいは「真実かつ公正な概観」などの内容についての歴史研究も必要かもしれない。しかしこれらの課題の実現にはある程度の時間が必要である。筆者の今後の課題としたい。

- 1 稲垣富士男(編著)「国際会計基準一日米英会計基準との比較解説—[三訂版]」(1996年、同文館出版)357-367頁。内容についての簡単な説明として、白鳥栄一「国際会計基準の現状」企業会計1994年1月号31頁以下。
- 2 加藤厚「会計基準の国際的調和化への対応—IAS導入の仮想シナリオ」企業会計(1996年)1号40頁、41頁。
- 3 もっともその後、完成期限が1998年3月に前倒しされた。参照:黒川保美「国際会計基準の日本への導入をめぐって—連結会計を中心として—」JICPAジャーナル1996年10月号(495号)28頁、海外情報「国際会計基準作成目標の前倒し」商事法務1424号、38-39頁。ただし、その完成は若干遅れているとのことである。参照:徳永忠昭「解説」(白鳥栄一「国際会計基準」(1998年)219頁)223頁。
- 4 西川郁生「IASC/IOSCOの合意と今後のIASのスケジュールについて」JICPAジャーナル1995年10月号(483号)。もっとも、加藤厚氏は、個人的観測と断りつつ、IASコア基準の完成後、IOSCOの受け入れ承認が数年後にずれ込む可能性もあると指摘されている(加藤厚、前掲注2)。
- 5 中島省吾「会計基準の国際的ハーモナイゼーションとその限界について」企業会計1991年1月号24頁、25頁。
- 6 中島省吾、前注、25-26頁。
- 7 野村健太郎「会計基準の国際的調和化—その必要性と方法—」税経セミナー1995年7月号4頁、4頁。
- 8 もっとも、統一的に国際会計基準を設定していくことについて、全く異論がないわけではない。現在の統一化への動きを「パブリック・セクター主導型の国家権力による画一的な会計基準の強制への根元的な転換」の暗示かもしれないと指摘し、進化論的自由主義の観点からこれを批判するものとして、森藤一男「会計基準の国際的調和化をめぐる論点」企業会計1994年8号17頁以下。
- 9 野村健太郎「会計基準の国際的調和化—連結会計情報をめぐって—」税経セミナー1995年3月号4頁、9-10頁。
- 10 新井清光「会計の国際化問題を考える(上)」企業会計1993年1号17頁、19頁。
- 11 白鳥栄一「国際会計基準」(1998年、日経BP社)、20-23頁。
- 12 白鳥栄一、前注26頁。
- 13 白鳥栄一、前注28-29頁。
- 14 もっとも、まだ日本の連結財務諸表が国際的に承認されないであろうと指摘するものとして、黒田全紀「連結財務諸表の国際化」国民経済雑誌178巻1号1頁、12頁。
- 15 商事法務1494号55頁以下。なお、報告書の全文は企業会計1998年8月号付録に収録されている。
- 16 原田晃治／関一穂／范揚恭／市原義孝「『親子会社法制等に関する問題点』の解説」商事法務1497号4頁以下。
- 17 原田晃治／関一穂／范揚恭／市原義孝「『親子会社法制等に関する問題点』に対する各界意見の分析」商事法務1506号4頁以下。
- 18 もっとも、法律上それが要求されているわけではない。神田教授はこれを指摘して、「トライアングル体制」という用語は不正確であり、「トライアングル実務」と呼ぶほうが精確である、と述べられる。神田秀樹「商法会計のゆくえ」企業会計(1996年)9月号25頁、26-27頁。
- 19 新井清光・白鳥庄之助「日本における法律的及び

概念的フレームワーク」JICPAジャーナル1991年10月号（435号）28-30頁。

20 白鳥栄一，前掲注11，29-30頁。

21 白鳥栄一，前掲注11はその典型である。

22 商法会計の他の目的として，経営者の受託責任の遂行状況を明らかにすること，そして株主や会社債権者を含めた利害関係者に対して会社の財産状況に関する情報を提供すること，がある。商法上の情報提供機能ともいえるものであるが，対比を明確にするため，ここでは必要以上に取り上げることはしない。ただ，基本的には証券取引法会計の情報提供機能と同じように考えていいのではないか，とも考えている。

23 昭和37年商法改正において原則として原価主義が採用されたことによって，それまで可能であった評価益の計上が原則として不可能になったことを指摘するものとして，西山忠範・注釈会社法(6)(1970年，有斐閣)285条注釈7(注)。

もっとも弥永助教授は，昭和37年商法改正の際の立案関与者の解説等から，未実現利益の配当財源性を原則として否定する現行商法計算規定は，期間損益計算を可能にすることによって，投資意思決定のための情報提供の有用性を確保しようとしたことの反射的産物であって，未実現利益の配当財源性を認めることの不都合を正面から確定したものではない，と指摘される。弥永真生「商法における配当可能利益算定目的と開示目的」會計号16頁，24頁以下。また安藤教授も，ドイツ法および日本法の資産評価における最高額限度主義から原価主義への移行の根本に，投資者への状況報告の重視があるとされる。安藤英義「新版商法会計制度論」(1997年，白桃書房)296-313頁。

24 白鳥栄一，前掲注11，22-23頁。有価証券の評価において，とりわけ顕著であるとされる。同書98-109頁参照。

25 野村健太郎，前掲注7，8頁。野村教授は，商法会計の債権者保護思考と並んで，商法会計・証券取引法会計への税法のコミットも阻害要因となつてゐると指摘される。一方で神田教授は，商法以外の原因のほうが阻害の度合いが強いのではないか，と

述べておられる。神田秀樹「会計基準の国際的調和と商法」企業会計（1994年）1月号42頁，45頁。

26 神田秀樹，前掲注24，45-46頁。

27 このような方向を支持するものとして，徳永忠昭，前掲注3，232頁。野村健太郎，前掲注7，11頁も同旨であろうか。このような方向を取る利点として考えられることは，大幅な配当制度改革を伴なうことなく国際会計基準を導入することが可能になることである。

28 現に，現行商法の利益配当規制は債権者保護機能を果たしていないとする研究も存在する。吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護」法協102巻3号423頁以下，5号88頁以下，8号143頁以下（いずれも1985年）。神田教授はこれを踏まえ，長期的には現行の利益配当規制の制度的妥当性を再検討すべき，とされておられる。神田秀樹，前掲注24，46頁。

29 座談会「会計基準の国際的調和のゆくえ」JICPAジャーナル1994年3月号（464号）13頁，29頁以下（新井清光教授発言）。もっとも新井教授は，商法会計と証券取引法会計の一体化の歴史，そして慣行の存在によって，商法会計と証券取引法の完全な分離は困難であるとも述べておられる。

30 なお，先に掲げた「親子会社法制等に関する問題点」の中では，時価評価による評価純益を配当可能利益から控除する方針が示されている。各界意見の大多数はこれについて適当としているようであるが，評価益の中でも当期利益の計算に含められたものについては配当可能利益を構成すべきであるとする意見や，換金性・流動性の高い金融資産から生じる評価益については配当可能利益に含めても弊害は少ないとする意見，評価益はすべて配当可能利益に含めて差し支えないとする意見などもあり，帰一していない。原田晃治／関一穂／范揚恭／市原義孝，前掲注17，20頁。

31 このような方法の可能性を指摘するものとして，座談会（前掲注28）29頁。

32 Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufna-

- hme von Gesellschafterdahlehen vom 20. 4. 1998 BGBI I, 707. 略称として、通常ドイツでは Kapitalaufnahmeverleichterungsgesetz, ないし KapAEGが使用される。
- 33 資本調達容易化法の内容については、すでに黒田全紀、前掲注14, 9-10頁や佐藤誠二・稻見亨「国際資本市場へのドイツ商法会計の対応（二・完）」会計154巻5号（1998年）に紹介がある。また、資本調達容易化法の全文の翻訳として、石原肇「ドイツの資本調達容易化法」会計154巻2号（1998年）295頁がある。
- 34 なお、商法典第3編の翻訳として、宮下一男／W.フレーリックス（監修）「現代ドイツ商法典〔第2版〕」（1993年、森山書店）がある。本稿でも、隨時これを参照している。
- 35 Jahresabschlüsseは元来「年度決算書」と訳されているが、本稿ではコンツェルンとの対比のために「単体年度決算書」と述べることにする。
- 36 具体的な事項として、営業年度の終了後に生じた特に重要な事象、資本会社の発展の見通し、研究および開発の領域についての記載が要求されている（商法典289条第2項）。
- 37 1965年株式法の翻訳については、慶應義塾大学商法研究会（訳）「西独株式法」（1969年、慶應義塾大學法學研究會）がある。
- 38 慎重性の原則は、広義には後に述べる実現原則や不均等原則を包括する概念であるが、それに尽きるものではない。より狭義には、実現原則や不均等原則の適用に際して、財産評価は慎重にされるべきである、という原則である。しかしその使用局面は実現原則や不均等原則の適用に限られるのではない。例えば減価償却期間の決定や請求に対する支払時点の決定、過飽和状態にあつたり縮小状態にある市場の在庫の評価、不確定債務の満期などについても、慎重性の原則は適用される、とされる。Vgl. Beck'sches Handbuch der Rechnungslegung, B105, Rdnr. 31ff.
- 39 実現原則とは、未実現利益は決算日において実現しない限り認識してはならない、という原則である。Vgl. Beck'sches Handbuch der Rechnungslegung, B105, Rdnr. 41ff.
- 40 不均等原則とは、認識可能な損失は未実現であっても認識計上すべきである、という原則である。未実現利益との間で不均等な扱いをするために不均等原則と呼ばれる。Vgl. Beck'sches Handbuch der Rechnungslegung, B105, Rdnr. 50ff. なお、高木靖史「ドイツ会計基準論」（1995年、中央経済社）163—208頁。
- 41 会社法第4指令の原案並びに第1修正案、そして第4指令の成文については、山口幸五郎（編）「EC会社法指令」（1984年、同文館出版）を参照。
- 42 例えば、黒田全紀（編著）「会計の国際的動向」（1997年、同文館出版）92頁、Adler/Düring/Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternemen (Kommentar), 6 Aufl., Teilband 5 (1997), S.13f. など。もっとも、真実かつ公正な概観という概念の内容は、英国内の議論においてもかなり曖昧で不明確であり、使用可能なものではないと指摘する向きもある。Vgl. Streim, FS Moxter (1995) S.393ff.
- 43 学説の分布状況については、Adler/Düring/Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternemen (Kommentar), 6 Aufl. Teilband 5 (1997), S.19ff. 日本語の文献として多数説と同様の見解を取るものとして、フォン・ヴィゾツキー「正規の簿記の原則と真実かつ公正な写像」：黒田全紀（編著）「ドイツ財務会計の論点」（1993年、同文館出版）107頁以下、特に112-114頁。
- 44 これらについての詳細は、Beck'scher Bilanz-Kommentar 3., neubearb. Aufl. (1995), S.801 ff., およびそこに引用されている諸文献参照。
- 45 慶應義塾大学商法研究会（訳）「西独株式法」（1969年、慶應義塾大學法學研究會）517-519頁。
- 46 もっとも、情報提供による事実上の資本維持機能があるとは指摘されている。Vgl. Baetge, Konzernbilanzen 3., erw. & überarb. Aufl. (1997), S.26ff.
- 47 「資本参加」の定義は、商法典第271条第1項においてなされている。これによると、資本参加とは、他企業に対する持分であって、当該企業との継続的

な結合を作り出すことにより、自己の営業経営に役立たしめるように定められているものをいう。

48 一定の要件とは、ドイツ語で公示されていることに加えて、

1. 作成を免除されるべき親企業およびその子企業が、第295・296条に抵触することなく国外親企業のコンツェルン決算書に結合されていること。

2. 当該コンツェルン決算書および状況報告書が、当該国外親企業にとって基準となりかつ会社法第7指令の要件に一致する法律に適合し、また当該法律に従って、会社法第8指令の規定に従って認可された決算監査人による監査を受けていること。

3. 当該コンツェルン決算書を作成する親企業の名称・住所、ならびに作成義務が免除された旨の指示が、中間親企業の単体年度決算書の附属説明書に記載されていること。

の3つである（商法典291条第1項、第2項）。

49 コンツェルン決算書免除令第2条によると、免除の条件は以下のとおりである。

1. 作成を免除されるべき親企業およびその子企業が、第295・296条に抵触することなく国外親企業のコンツェルン決算書に結合されていること。

2. 当該コンツェルン決算書および状況報告書が、当該国外親企業にとって基準となりかつ会社法第7指令の要件に一致する法律に適合しているか、それと同価値であること。

3. 会社法第8指令の規定に従って認可された決算監査人に監査されるか、それと同様の能力をもつ決算監査人によって、商法典の要求に対応した方法で監査されていること。

4. 当該コンツェルン決算書を作成する親企業の名称・住所、ならびに作成義務が免除された旨の指示が、中間親企業の単体年度決算書の附属説明書に記載されていること。

50 たとえば、Beck'scher Bilanz-Kommentar, 3., neubearb. Aufl. (1995), S.1433ff.

51 もっとも、コンツェルン決算書における正規の簿記の諸原則は、単体年度決算書における正規の簿記の諸原則に加えて「正規の連結の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Konsolidierung)」を含むものであり、講学上は「正規のコンツェルン計算の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Konzernrechnungsregung)」といわれるべきものである。1985年商法典改正時の立案担当者も、同様の説明を加えているとされる。Vgl. Baetge, Konzernbilanzen 3., erw. & überarb. Aufl. (1997), S.51f.

商法会計における国際的会計基準の受容について

ze ordnungsmäßiger Konsolidierung)」を含むものであり、講学上は「正規のコンツェルン計算の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Konzernrechnungsregung)」といわれるべきものである。1985年商法典改正時の立案担当者も、同様の説明を加えているとされる。Vgl. Baetge, Konzernbilanzen 3., erw. & überarb. Aufl. (1997), S.51f.

52 佐藤誠二・稻見亨「国際資本市場へのドイツ商法会計の対応（一）」会計154巻4号542頁、544頁以下。

53 たとえば、貸借対照表変動表 (Bilanzentwicklung) もしくは資金計算書 (Kapitalflußrechnung) の形態での運動貸借対照表としての資金情報の開示、期中報告書の開示、一株あたり利益、一株あたり配当金の開示が義務づけられている。なお資金計算書は、資本調達容易化法とほぼ平行して審議された「企業領域統制・透明化法」(Gesetz zur Kontrolle und Tranparenz im Unternehmensbereich: KonTraG) による商法典改正によって、コンツェルン決算書の構成要素とされた（商法典新297条第1項）。

54 ZIP 1996, 2000, S.2002.

55 この「質」という語が会計の質を指しているとは文脈上からみて考えられないので、ここでは法的性質、よりつっこんでいえば法的序列の順位を指していると思われる。

56 従って法務省案は、本条によって外国の会計基準が導入された場合のドイツ法上の地位は、法規定を含めた「正規の簿記の諸原則」の下位にあると考えていたようである。

57 ZIP 1996, 2000, S.2002f.

58 ZIP 1996, 2000, S.2001.

59 なお本条の挿入に付随して、附属説明書への説明義務の追加も提案されていた。以下に法務省案による284条2項1号への追加条文を掲げる。

「第264条3項によって使用された会計処理方法及び評価方法は、それらが一般的に利用可能な刊行物によって知識を得られないものである場合には、ドイツの会計方法を熟知した読み手が理解できるように説明しなければならない。ドイツ語の翻訳が欠

- けている場合には、企業は利害関係人に対して、使用した方法について少なくとも一般的に理解可能な説明を、ドイツ語で、請求に応じて送付しなければならない。」
- 60 IDW, WPg 1996, 593, S.594; Grund, ZIP 1996, 1969, S.1971.
- 61 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.550.
- 62 IDW, WPg 1996, 593, S.594.
- 63 結局は、第2点に収斂するものかもしれない。
- 64 Grund, ZIP 1996, 1969, S.1970.
- 65 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.550f.
- 66 Grund, ZIP 1996, 1969, S.1971.
- 67 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.551.
- 68 法務省案では、「全ての社員」ではなく「社員」となっていた。内閣案において、会社法第4指令への適合性の観点から変更されたものと思われる。Vgl. Grund, ZIP 1996, 1969, S.1971.
- 69 本号について、会社法第4指令との適合性を問題にする論者がある。会社法第7指令43条による修正後の会社法第4指令57条cによれば、子企業が計算規定の軽減措置を受けるためには「親企業が、子企業に結びついた債務について保証をなす旨を表明していること。」とされており、債務引受までは要求していない。つまり本号は会社法第4指令より厳しい条件を企業に課しており、その指令適合性に疑問があるというのである。Vgl. Grund, ZIP 1996, 1969, S.1971; Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.344.
- 70 もっとも、本条の適用によって資本会社向け計算規定の適用が免除されたとしても、全ての商人に対して適用される計算規定（商法典238条—263条）については免除されない。Vgl. ZIP 1996, 2000, S.2003; BT-Drucks 13/7141, S.9f.
- 71 ZIP 1996, 2000, S.2003; BT-Drucks 13/7141, S.9f.
- 72 その旨を明確に述べるものとして、Grund, ZIP 1996, 1969, S.1971.
- 73 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.551f.
- 74 Grund, ZIP 1996, 1969, S.1972.
- 75 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.344.
- 76 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.344 f.
- 77 商法典317条によって、コンツェルン決算監査人は子企業について、正規の簿記の諸原則に一致しているかどうか監査しなければならない。コンツェルン決算書作成の場合には親子間で統一的な会計基準を用いなければならないので、結局子企業は資本会社の会計基準と監査規定の適用を免れないのである。
- 78 たとえば、商法典第300条第2項第2文において、「親企業に適用される法律により認められる貸借対照表計上選択権は、コンツェルン決算書に組み入れられる企業の年度決算書における行使に関わりなく、これをコンツェルン決算書において行使することができる。」とされている。
- 79 しかし、オーデルハイデの提案どおりに本条が修正されていたとしても、それによって単体年度決算書に外国の会計基準がより広く導入できるかどうか、疑問の余地がないわけではない。注17で述べたように、本条によって資本会社向け計算規定の適用が免除されたとしても、全商人向け計算規定は適用される。そしてそこでも「正規の簿記の諸原則」に従って帳簿を作成し（第238条）、そして年度決算書（=貸借対照表+損益計算書）を作成しなければならない（第243条）のである。つまり、そこで正規の簿記の諸原則と外国の会計基準の衝突の問題は生じるのである。
- 80 ZIP 1996, 2000, S.2003.
- 81 BT-Drucks 13/7141, S.10.
- 82 第13立法期の終期は、1998年10月であった。
- 83 BT-Drucks 13/9909, S.11.
- 84 BT-Drucks 13/7141, S.8f.
- 85 Id,
- 86 Id, S.8.
- 87 Id, S.1 und 9.
- 88 後者について内閣案と異なる理由付けとして、国際会計基準が目下改訂中であり、現在の段階で適応を図るのは適切ではないということも掲げている。
- 89 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.548f.
- 90 オーデルハイデも、このような明文化をすべきで

あると主張していた。Vgl. Ibid.

91 Grund, ZIP 1996, 1969, S.1974f.

92 BT-Drucks 13/7141, S.9.

93 正式名称は、「特定の企業およびコンツェルンの計算に関する法律」(Gesetz über die Rechnungslegung von bestimmten Unternehmen und Konzernen) という。

94 開示法11条によってコンツェルン決算書等の開示が義務付けられているのは、資本会社でないコンツェルン親企業で、①コンツェルン貸借対照表の資本総額が1億2500万ドイツマルクを超えていてこと②決算日前12ヶ月間のコンツェルン損益計算書上の売上額が2億5000万ドイツマルクを超えていてこと③コンツェルン決算日前12ヶ月間の平均被用者数が5000人以上であること、の3条件のうち少なくとも2つを満たしている企業である。

95 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.550.

96 このような指摘は、後にBT-Drucks 13/7141, S.10f.において明確に述べられている。

97 Ordelheide, WPg 1996, 545, S.550.

98 Id, S.546f.

99 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.339.

100 Buhleiler/Helmschrott, BB 1997, 775, S.778f.

101 Pellens/Bonse/Gassen, DB 1998, 785, S.786.

102 IDW, WPg 1996, 593, S.595.もっとも、作成義務免除の条件が株式市場上場企業に限定された現行法においては、少なくとも「資本市場に参加することは容易である」とは言い切れないのではないか、と思われる。

103 IDWの他に比較可能性の減少を危惧するものとして、Grund, DB 1996, 1293, S.1294f.; Lutter, NJW 1996, 1945, S.1945; Schildbach, BFuP 1998, 3, S.21.

104 このような同価値性概念の措定は、第292条第2項、そしてコンツェルン決算書免除令第2条第1項第2号にいう同価値性概念とまさに対応するという。Vgl. Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.341.

105 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.341.

106 Drucksache 96-XV/7003/DE, Rev. 2 vom 1.

April 1996.この報告の詳細な紹介として、Strobel, BB 1996, 1601, S.1603ff.

107 BT-Drucks 13/7141, S.8.

108 Ibid.

109 Id, S.9.

110 Grund, ZIP 1996, 1969, S.1973f.具体例としてグルントは、貸借対照表の配列についてあげている。つまり、会計指令では詳細な配列が指示されている（第7指令17条、第4指令9条、10条）のに対して、IASでは詳細な指示は存在しない。それゆえ、会計指令準拠の貸借対照表はIASにも適合するのに對し、IAS準拠の貸借対照表は必ずしも会計指令には適合しないのである。

111 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.340.

112 IDW, FN-IDW 1998, S.55ff.

113 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.340f.

114 Pellens/Bonse/Gassen, DB 1998, 785, S.787.

115 Grund, ZIP 1996, 1969, S.1973.

116 Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.341.

117 Pellens/Bonse/Gassen, DB 1998, 785, S.788.

118 内閣案公表時において、資本調達容易化法に関する議論が限られていることを指摘するものとして、Gelhausen/Mujkanovic, AG 1997, 337, S.337 (Fn. 4).

119 さらに、本稿ではあまり触れなかったが、国によって商法会計と税法会計との間の関係が異なることも、外国の会計基準を単体年度決算書に導入することへの抵抗の要因として存在する。Vgl. Schildbach, FS Moxter (1995), 699, S.720f.

120 1990年のドイツ統一による年間1500億ドイツマルクの資金需要の発生によって、それまでの銀行借り入れによる資本調達が機能しなくなったことが、間接金融から直接金融への変化の契機であったとされる。中嶋隆一「ドイツ会計基準の国際的調和をめぐる動向」明海大学経済学論集10巻1号(1998年)32—34頁。

121 ドイツへの国外資本流入の状況については、佐藤誠二／稻見亨「国際資本市場へのドイツ商法会計の対応(一)」会計第154巻第4号(1998年)542頁以下参照。

122 Vgl. Pellens/Bonse/Gassen, DB 1998, 785, S.791.

123 Pellens/Bonse/Gassen, DB 1998, 785, S.791f.

124 もっとも、第264条第3項の新設によってコンツェルン子会社の配当可能利益が劇的に増加するとは思えない。詳細な比較をしていないので精確ではないが、少なくとも資産・負債の評価規定に関しては、すべての商人に対する計算規定においても慎重性原則や実現原則、不均等原則が適用されており（商法典第252条）、たとえば国際会計基準において採用されている時価評価によって評価益が生じたとしても、それがドイツ法の下で配当可能利益として認められる可能性はないのではないかと思われる。

125 注18を参照。

126 逆瀬重郎「財務情報の国際調和問題について」企業会計1994年1月号65頁。逆瀬氏は、そのような二重の利益表示の双方について責任を持って開示することは不可能であり、今日の情報化社会の中では投資家の混乱も生じる懸念がある、とされる。しかし、国際的にはすでに二重開示がされているが混乱は生じておらず、かかる懸念は当たらないとする指摘がある。森山弘和「証券アナリストの立場から見た会計基準の国際的調和と実務上の諸問題」企業会計1994年1月号85-86頁。

127 企業会計審議会「連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」企業会計1999年1月号238ページ以下。

128 平成11年4月に改正が予定されている証券取引法関係省令においても、子会社の範囲として、100分の40以上100分の50以下の議決権を有する場合について4つの具体的な事例を挙げた上で、「その他他の会社（=子会社：筆者注）等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。」という補充規定を設ける予定であると伝えられている。前注238頁参照。

129 逆にいえば、もし時価評価に基づく配当を認めた場合に会社債権者の地位を危うくするような配当決定が続発するとすれば、それは現行の配当規制が一定の効果を持っていることの証拠となろう。

(追記)

本稿提出後、校正期間中に、平成11年商法改正により、本稿1.1で述べたように、金銭債権、社債、株式につき、一定条件下で時価評価が可能になった。この点、補足しておく。